

震災対策編

震災対策編目次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画の趣旨	2
1 計画の目的	2
2 計画の性格	2
3 計画の構成	2
第 2 節 市における地震の想定	3
1 市の自然的条件と地震災害の発生状況	3
2 地震災害の想定	8
3 津波による被害予測	10
第 3 節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱	14
1 市	14
2 指定地方行政機関	14
3 自衛隊	16
4 県	16
5 指定公共機関及び公共的団体	17
6 防災上重要な施設の管理者関係	18
7 市民	18
第 4 節 計画の修正	19
第 2 章 地震災害予防計画	20
第 1 節 防災知識・思想の普及	21
1 計画の方針	21
2 防災知識普及計画	21
第 2 節 自主防災活動	23
1 自主防災組織の役割	23
2 市の指導	25
3 事業所等の自主防災活動	26
4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備	26
第 3 節 消防団の育成・強化	26
1 消防団の育成・強化の必要性	26
2 消防団の育成・強化の推進	27
第 4 節 民間防災組織の確立	27
1 方針	27
2 農業団体	27
3 水産業団体	27
4 赤十字奉仕団	27
5 社会教育関係団体	28
第 5 節 地震防災訓練の実施	28
1 県との連携	28

2	訓練時における交通規制	31
3	防災関係機関	31
第6節	孤立防止対応計画	31
1	基本方針	31
2	主な取組み	31
3	計画の内容	32
第7節	津波災害の予防	33
1	津波からの避難知識の普及	33
2	情報伝達体制の確立	33
3	海面監視体制の確立	33
4	津波避難ビルの指定	33
5	津波警報等に対する対策	33
6	住民による対策	33
7	津波防災思想の普及	34
8	海岸利用者に対する対策	34
9	船舶所有者等による対策	34
10	漁業施設災害の防止対策	35
11	漁港施設災害防止対策	35
12	避難地案内板を設置	35
第8節	震災予防の調査・観測体制	35
1	地震・津波災害に関する気象業務体制及び災害通信網の整備	35
2	地域有線放送設備	36
第9節	災害危険区域の設定	37
1	危険区域設定の目的	37
2	危険区域の設定	37
第10節	火災予防対策の推進	38
1	火災の予防対策	38
2	林野火災の未然防止	39
3	感震ブレーカーの普及推進に関する計画	40
第11節	危険物等災害予防対策の推進	41
1	危険物の災害予防対策	41
2	電力設備の災害予防対策	42
3	高圧ガスの災害予防対策	43
第12節	建築物等災害予防対策の推進	43
1	建築主等が行う耐震対策	43
2	市が行う耐震対策	43
3	防災上重要な建物の整備	44
4	建築物等の安全化	44
5	コンピューターの安全対策	45
第13節	防災業務施設の整備	46
1	災害対策本部の空間・機能等の整備	46
2	消防用施設の整備	46

3	防災拠点の確保・整備	46
4	通信施設の整備	47
第14節	被災者の救出・救命活動対策	47
1	市が実施すべき事項	47
2	自主防災組織、事業所等が実施すべき事項	48
第15節	避難地・避難路の整備	48
1	避難地整備	48
2	避難路の指定及び整備	49
第16節	生活の確保	49
1	食料及び生活必需品等の確保計画	49
2	食料・生活必需品等の供給計画	51
3	飲料水等の確保	54
4	医療救護	55
5	清掃、環境整備、保健衛生活動	55
第17節	避難所の設備及び機材の配置	55
第18節	燃料の確保	56
第19節	緊急輸送活動体制の整備	56
1	緊急輸送ネットワークの整備	56
2	緊急輸送道路の整備	56
3	港湾施設の整備	56
4	漁港施設の整備	57
5	ヘリポートの整備	57
6	空港施設の整備	57
第20節	災害防止事業	57
1	山崩れ、地すべり等の防止	57
2	津波による災害防止	57
第21節	医療・保健に係る災害予防対策	57
1	医療施設の災害に対する安全性の確保	57
2	災害時医療体制の整備	57
3	災害時における救急患者等の搬送体制の確保	58
4	医薬品等の安定供給の確保	58
5	防疫に係る防災体制の整備	58
6	個別疾患に係る防災体制の整備	58
第22節	応急救助等における防災体制の整備	59
1	災害時の応急救助に係る計画の整備	59
2	災害時の緊急物資調達計画の整備	59
3	主要災害備蓄物資の確保計画	59
第23節	生活福祉に係る災害予防計画	61
1	福祉保険部の防災体制の整備	61
2	保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保	61
3	避難行動要支援者対策の強化	61
4	災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備	64

第24節 公共公益施設（ライフライン等施設）の災害予防計画.....	64
1 水道施設.....	64
2 下水道施設.....	64
3 電力施設（九州電力送配電）.....	65
4 電話施設（西日本電信電話）.....	65
第25節 相互応援体制の確立.....	65
1 県外への広域相互応援体制の整備.....	65
2 県内への相互応援体制の整備.....	65

第3章 地震災害応急対策 66

第1節 防災関係機関の活動.....	67
1 市が実施すべき事項.....	67
2 県の対応.....	69
第2節 情報活動.....	69
1 基本方針.....	69
2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知.....	69
3 情報収集.....	77
第3節 災害広報計画.....	79
1 市の広報対応.....	79
2 住民等の情報入手方法.....	80
第4節 自主防災活動.....	80
1 組織本部の設営.....	80
2 情報の収集・伝達.....	81
3 初期消火活動.....	81
4 防災用資機材の配備活用.....	81
5 避難誘導活動.....	81
6 救出救護活動.....	81
7 給食給水活動.....	81
8 家庭内対策等.....	81
第5節 緊急輸送活動.....	82
1 市の緊急輸送対応.....	82
2 市及び防災関係機関の緊急輸送.....	83
3 交通の確保対策.....	83
第6節 自衛隊の支援.....	86
第7節 広域応援活動.....	86
1 県に対する応援要請.....	86
2 他の市町長に対する応援要請.....	87
3 応援要員の受け入れ体制.....	87
4 消防の支援.....	87
5 自衛隊の支援.....	88
第8節 災害の拡大防止活動.....	88
1 消防活動.....	88

2	水防活動.....	89
3	人命の救出、救急活動.....	90
4	被災建築物等に対する安全対策.....	92
5	二次災害の防止.....	92
第9節	避難活動.....	93
1	避難指示及び誘導.....	93
2	警戒区域の設定.....	94
3	避難誘導方法.....	94
4	収容者.....	95
5	避難所の設置.....	95
6	観光客対策.....	95
第10節	社会秩序を維持する活動.....	96
1	県.....	95
2	警察.....	96
3	市.....	96
第11節	地域への救援活動.....	97
1	食料・生活必需品の確保.....	97
2	給水活動.....	98
3	燃料の確保.....	99
4	廃棄物処理.....	99
5	死体の捜索及び処理.....	100
6	応急住宅の確保.....	101
7	県警察による被災者等への情報伝達活動.....	103
第12節	医療・保健に係る対策.....	104
1	被災地の状況把握.....	104
2	被災地における医療の確保.....	104
3	救護班の派遣等.....	105
4	保健師・管理栄養士等による健康管理.....	106
5	医薬品等の供給.....	106
6	防疫対策.....	106
7	個別疾患対策.....	107
8	食品による健康被害防止対策.....	107
9	動物対策.....	107
第13節	福祉に係る対策.....	107
1	福祉保健部の体制.....	107
2	要配慮者に係る対策.....	108
3	社会福祉施設等に係る対策.....	108
4	障害者及び高齢者に係る対策.....	109
5	児童に係る対策.....	109
第14節	応急教育活動.....	110
1	応急教育計画の作成.....	110
2	高校生の災害応急対策への協力.....	111

第15節 公共施設、設備等の対策	111
1 道路施設	111
2 海岸、港湾、漁港、河川等	111
3 公園緑地	112
4 農地、農業用施設	112
第16節 防災関係機関の講ずる災害応急対策	112
1 水道	112
2 下水道	112
3 電気	113
4 ガス	113
5 通信	113
6 放送	113
7 市中金融	114
8 道路	114
9 旅客船	114
10 空港	115
第17節 自発的支援の受け入れ	115
1 ボランティアに係る対策	115

第4章 地震災害復旧計画 117

第1節 被災者の生活確保	118
1 職業安定に関する計画	118
2 租税の徴収猶予及び減免に関する計画	118
3 社会保険に係る計画	118
第2節 地域医療の確保	120
1 医療施設の復旧	120
2 地域医療の確保	120
第3節 失業回復等の資金確保	120
1 農林漁業関係の資金融通	120
2 商工業関係の資金融通	120
3 住宅関係の資金融通	120
4 福祉関係の資金融通	120
第4節 義援金の配分	121
1 義援金の配分	121
2 義援物資の受け入れ	121
3 その他	121
第5節 被災者の生活再建等の支援	122
1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付	122
2 生活福祉資金の貸付	122
3 被災者支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給	122
第6節 社会福祉施設等の復旧	122

第1章 総則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、地震災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、対馬市防災会議が作成する計画であり、市、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関が市域における地震災害に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、市域を対象とした地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

対馬市地域防災計画は、防災関係機関が処理しなければならない市の地域に係る防災に関する事務または業務について総合的な運営を計画化したものであり、風水害等の自然災害や大規模事故災害に係る「基本計画編」と震災・津波災害に係る「震災対策編」の2編と資料編から構成され、このうちの本計画は「震災対策編」として策定されるものである。

この計画は、震災対策に関する基本計画であり、国の防災基本計画並びに長崎県地域防災計画に基づいて地震災害予防、地震災害応急対策、災害復旧等に関する対策と責任の所在を明らかにするものであって、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図るものとする。

また、災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づき、市の地域にかかわる防災に関する諸施策並びに計画を総合網羅し、体系的に位置づけるもので、関係機関がそれぞれの立場において実施責任を有するものである。

3 計画の構成

この計画の構成は次の4章による。

第1章 総 則 ……………計画の趣旨、地震の想定および防災関係機関の業務の大綱等、計画の基本となるものとする。

第2章 地震災害予防計画……………平常時における震災対策とする。

第3章 地震災害応急対策……………地震災害発生時における震災対策とする。

第4章 地震災害復旧計画……………地震災害発生後における復旧対策とする。

第2節 市における地震の想定

1 市の自然的条件と地震災害の発生状況

本計画における地震の想定にあたっては、長崎県内における地震動想定の見直しを行うため設置された「長崎県地震発生想定検討委員会」による想定を念頭におくものとする。

(1) 地勢概況

本市は、九州の北部、日本海の西に位置する島々からなり、北は対馬海峡西水道を隔てて朝鮮半島に対し、南は対馬海峡東水道を隔てて壱岐島、九州本土に面している。緯度は北端で北緯 34 度 42 分、南端では北緯 34 度 5 分であり、経度では東端で東経 129 度 30 分、西端で東経 129 度 10 分に位置する韓国に最も近い国境の市である。

本島は、南北約 82 km、東西約 18 km の細長い島であり、海岸は、沈降と隆起によって出来たリアス式海岸であり、その総延長は実に 915 km となっている。島の 89% が山林でおおわれ、峻険な深い山が連なり、標高 200m～300m の山々が海岸までせまっており、この山々から海岸線に向かう斜面は、ほとんどが急傾斜であり小河川を形成し、その河川に沿って若干の平坦地があり、海岸はところによっては高さ 100m にも及ぶ断崖絶壁を呈しており、砂浜の数は多くない。

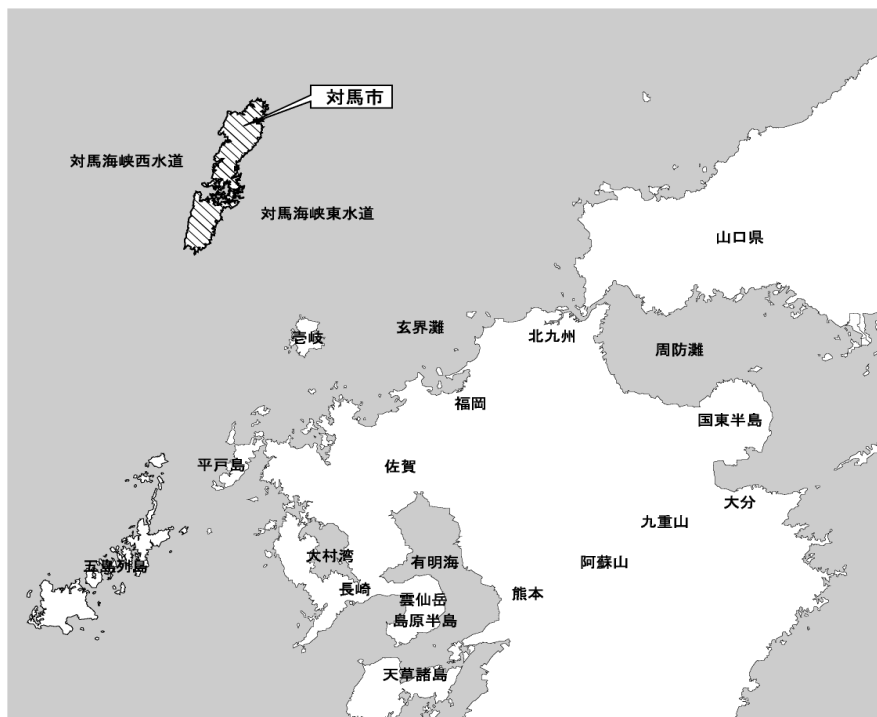


図-1 対馬市位置図

(2) 地質

地質的にみると、本島は大部分が第3紀の堆積岩からなり、南部に火成岩（内山花崗岩）が貫き、部分的に石英班岩および変成岩（ホルンフェルス）からなる。マグマガス噴出の跡は観られるが、火山はない。体感地震はごく稀にあるものの、その数はきわめて少ない。また、上対馬には、黒灰色をした泥岩と砂岩の互層よりなる対州層群と呼ばれる約 3000 万年前に堆積した砂岩の上面に水流漣痕がみられる。

(3) 地形

対馬は南北に細長い2つの島からなり、総面積709平方キロメートルの面積の大部分は山地で占められ、耕地となる平地は全体の約3%で、一般に下島は500メートル級の山地が広がっているが、対馬中央部の浅茅湾付近では平均200メートル内外の低い山地で溺れ谷を形成し、上島では400メートル級の山々が分布している。

また、分水嶺となる山々は、島の東寄りを南北に走るため、東海岸は山地が急に海に落ち込む地形となり、沿岸はリアス海岸を形成し、複雑な海岸線と断崖絶壁が特徴で、100を越える小島がある。それを顕著にあらわしているのが、島のほぼ中央にある浅茅湾（あそうわん）である。なお、対馬の河川は西側に集中し、その流域には農耕地となる平地が発達している。

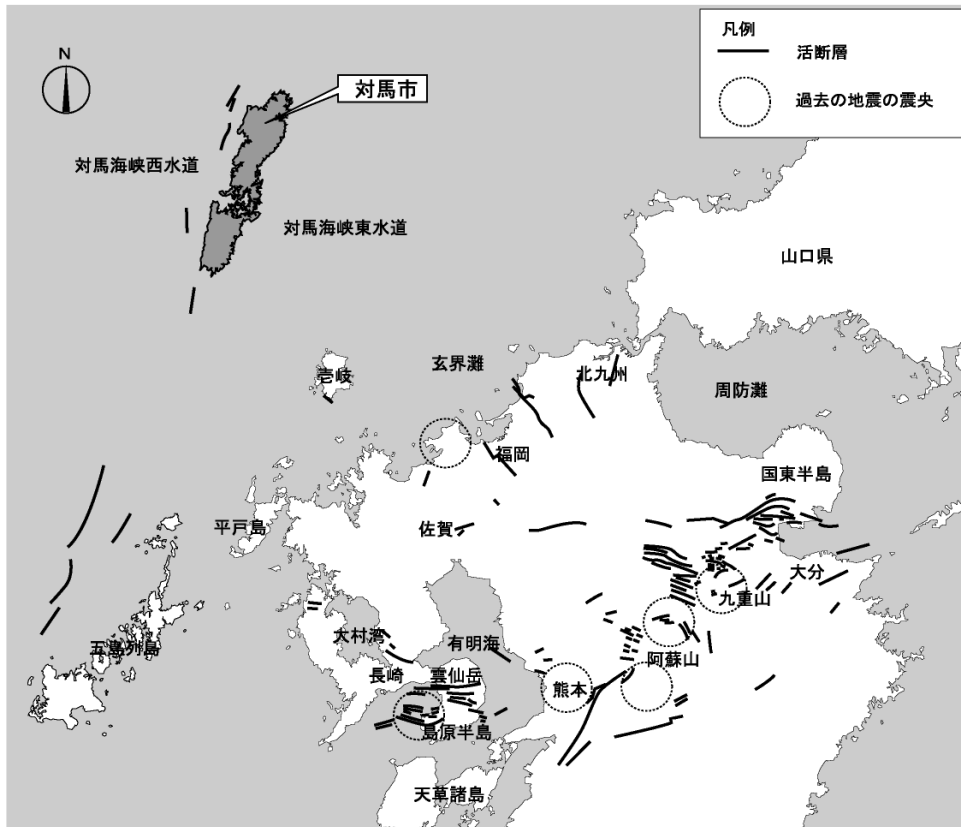


図-2 対馬市地形図

(4) 対馬市の活断層

市周辺の活断層については、図-3に示すよう対馬の西部海域（対馬海峡西水道）において活断層の位置が確認されているが、長崎県地震等災害対策専門家会議の検討結果では、活断層が過去においてどのような活動をしたか、その履歴も、発掘調査などによって明らかにされているのは極一部であり、長崎県内の活断層については皆無であるとされている。

図-3 対馬市周辺の活断層及び過去の地震の震央



資料日本列島地震マップ 活断層

(5) 地震発生状況

気象庁によって、全県的な地震観測記録が残されるようになったのは1924年以降である。

対馬市の地震の記録は、過去約200年間の間に9回程度の記録がみられ、1700年（元禄13年）の地震では、壱岐・対馬地方において大きな災害を受けた地震として記録がされている。近年では、1985年1月14日には対馬東方沖でマグニチュード4.5、1992年7月20日にも同付近を震源にマグニチュード4.0の地震が発生し、いずれも震度3が記録されている。

2005年3月20日には、福岡県北西沖を震源とするマグニチュード7.0の福岡県西方沖地震が発生し、壱岐市では震度5強が観測されている。

対馬における地震災害の履歴表

西暦	和暦	地震名	規模	被害の概要	記事
1257	正嘉元年春	丁巳春地震			丁巳春地震(對州編年畧)
1410.1.21	応永 17 年正月 21 日				天地鳴動如雷震(對州編年畧)
1670.8.21	寛文 10 年 8 月 21 日				申ノ下刻夥敷地震仕(宗家文庫資料)
1699.2.27	元禄 12 年 2 月 27 日				巳刻對州大地震(對州編年畧)
1700.4.15	元禄 13 年 2 月 24 日		マグニチュード 7.0	石垣・墓石・家屋倒壊	戌刻地震ゆり三度目ノ地震強クゆる也(宗家文庫資料)
1730.3.12	享保 15 年 1 月 24 日			諸所破損多し	今夜丑ノ中地震いたし候(宗家文庫資料)
1792.12.3	寛政 4 年 12 月 3 日	三日湖地震		石垣崩壊・地割れ・家屋倒壊	前夜戌中刻比数十年稀成ル地震いたし石垣等所々崩ル(宗家文庫資料)
1929.8.4	昭和 4 年 8 月 4 日	福岡県北西沖(震源)	マグニチュード 5.4 震度 3(厳原町)		(長崎地方気象台資料)
1929.8.8	昭和 4 年 8 月 8 日	福岡県福岡地方(震源)	マグニチュード 5.1 震度 3(厳原町)		(長崎地方気象台資料)
1930.2.5	昭和 5 年 2 月 5 日	佐賀県南部(震源)	マグニチュード 5.0 震度 3(厳原町)		(長崎地方気象台資料)
1930.2.7	昭和 5 年 2 月 7 日	福岡県福岡地方(震源)	マグニチュード 不明 震度 3(厳原町)		(長崎地方気象台資料)
1946.12.21	昭和 21 年 12 月 21 日	和歌山県南方沖(震源)	マグニチュード 8.0 震度 3(厳原町)		(長崎地方気象台資料)
1985.1.14	昭和 60 年 1 月 14 日	対馬東方沖地震	マグニチュード 4.5 震度 3(厳原町)		(長崎地方気象台資料)
1992.7.20	平成 4 年 7 月 20 日	対馬東方沖地震	マグニチュード 4.0 震度 3(厳原町)		(長崎地方気象台資料)
2005.3.20	平成 17 年 3 月 20 日	福岡県西方沖地震	マグニチュード 7.0 震度 4(上県町・峰町・美津島町・厳原町)		(長崎地方気象台資料)
2005.4.20	平成 17 年 4 月 20 日	福岡県西方沖地震	マグニチュード 5.8 震度 3(峰町)		(長崎地方気象台資料)
2016.4.16	平成 28 年 4 月 16 日	熊本地震	マグニチュード 7.3 震度 3(峰町・上県町・美津島町)		(長崎地方気象台資料)
2016.9.12	平成 28 年 9 月 12 日	朝鮮半島南部(震源)	マグニチュード 5.8 震度 3(上県町・峰町)		(長崎地方気象台資料)

長崎地方気象台における対馬市厳原町の震度 1 以上の地震回数 (1919 年～2024 年)

震度	1	2	3	4	合計
回数	93	41	8	1	143

※1996 年 4 月から計測震度計による観測 (それまでは体感による観測)

過去の地震の発生分布図

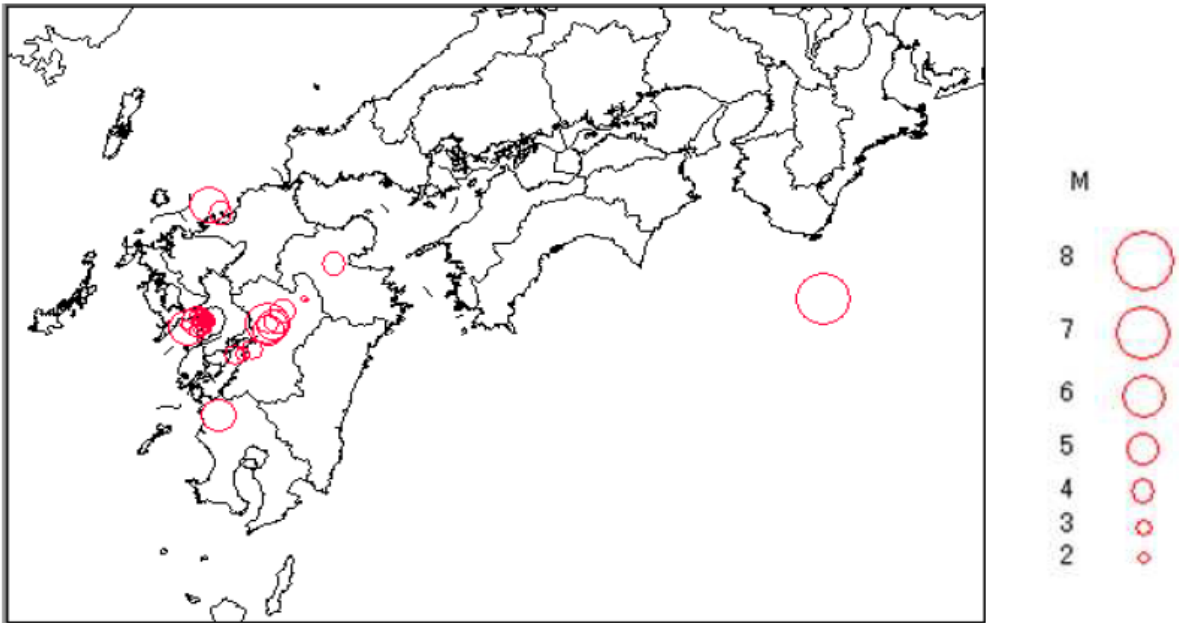


図-4-1 長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図
(1919年～2024年、詳細不明の地震を除く) 長崎地方気象台資料

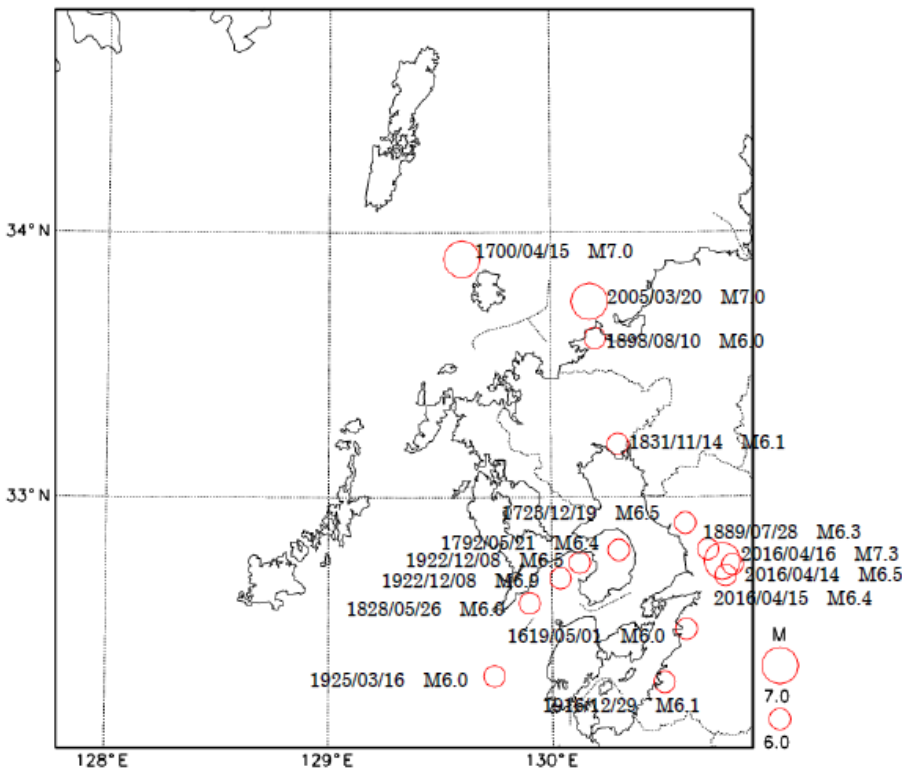


図-4-2 長崎県周辺のM6以上の地震 (1600年～2024年) 長崎地方気象台資料

(6) 地震津波

被害を及ぼすような地震津波について、対馬では、1983年日本海中部地震(M7.7)と1993年北海道南西沖地震(M7.8)で微小津波が観測されているが、被害は発生していない。

しかし、四方を海に囲まれた対馬市の立地環境を考慮し、津波被害に関する備えをも考慮した計画とする。

2 地震災害の想定

(1) 長崎県における地震の想定、それに伴う被害状況等について、以下の委員会により検討されており、その検討結果に基づき想定するものとする。

ア 長崎県地震発生想定検討委員会

平成7～9年度に策定した県内における地震動想定の見直しを行うため、本委員会が設置され県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定及びその震源特性の評価を行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性等について検討された。

イ 長崎県地震等防災アセスメント調査委員会

長崎県地震発生想定検討委員会の審議結果を受け、長崎県の地震災害の危険区域及び地域の災害特性に関して、専門的及び技術的な評価を行い、地域防災計画に反映させるため設置され、地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、津波等による物的、人的被害及び県民生活に支障となる諸事象について審議された。

ウ 長崎県地域防災計画見直し検討委員会

平成23年3月11日の「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」をうけて、長崎県では、地域防災計画の見直しに着手し「長崎県地域防災計画見直し検討委員会」を設置し、海溝型地震を中心に地震津波が及ぼす影響について検討された。

対馬市の震度予測 ①

長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
雲仙地溝 北縁断層 帯	雲仙地溝 南縁東部 断層帯	雲仙地溝 南縁西部 断層帯	雲仙地溝南 縁東部断層 帯と西部断 層帯の連動	島原沖 断層群	橘湾西部 断層帯	大村一諫早 北西付近断 層帯
地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下	震度3以下

資料：長崎県地域防災計画震災対策編

対馬市の震度予測 ②

長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県外）による震度予測		県内全域で M6.9 の震源を想定した場合の震度予測
布田川・日奈久断層帯 (熊本県)	警固断層系 (福岡県)	
地震規模 M8.0	地震規模 M7.2	
震度3以下	震度3～4	震度6弱～6強

資料：長崎県地域防災計画震災対策編

(2) 予測結果の概要

ア 地震動

震度予測①の地震では、対馬における震度は3以下とされているが、震度予測②の地震では、震度6弱～6強が予測されている。

イ 液状化危険度

長崎県地震等災害対策専門家会議の検討結果において、対馬地域での液状化危険度は、示されていないが、公共水面の埋め立て地などにおいては、液状化が予測される。

ウ 斜面崩壊

斜面等の崩壊については、狭い谷底平野や入り組んだ海岸線を有する本市においては、斜面の占める割合が多いため、斜面崩壊が多く発生すると予測される。

エ 津波

津波は長崎県周辺で発生する地震によって大きな津波が発生する可能性は低いとされているが、四方を海に囲まれた本市の状況より、海岸部における津波災害の発生が懸念される。

オ 建物被害

本市においては、木造及び軽量鉄骨造の住宅建物の被害が予測される。

カ ライフライン施設被害

上水道管の被害が大きいと予測された。被害は、耐震性の低い管で発生すると考えられる。また、電柱、電話柱の被害量は少ないと予測されている。

キ 交通施設被害

道路については、幹線となる国道における寸断による地域の孤立化などを想定する。また、港湾・漁港では、震源に近い施設で被害が大きいと予測され、空港や港湾・漁港などの影響が懸念される。

ク 地震火災

地震発生時の状況などにより、地震火災の発生の可能性が想定される。

ケ 生活支障

交通支障、居住支障、食料・飲料水の支障、医療の支障、情報の支障、教育の支障などが発生すると予測され、交通網の寸断等による生活支障などが想定される。

3 津波による被害予測

(1) 最大水位・最大津波高および到達時間

ここで選定された地点は、各自治体の市町庁舎に近い箇所及び同じ自治体区域内で津波高が高いことや、到達時間が早いことが予想される箇所とされている。

ア 既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合

最大津波高は0.2m程度、津波の到達時間は比田勝港で290分程度と予測される。

厳原港においては、0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

イ 既往最大潮位において堤防等施設が機能しない場合

最大津波高は0.1～0.2m程度、津波の到達時間は比田勝港で420分程度と予測される。

厳原港においては、0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

ウ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能する場合

最大津波高は0.2m程度と予測される。

比田勝港、巖原港においては0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

エ 朔望平均満潮位において堤防等施設が機能しない場合

最大津波高は0.2m程度、津波の到達時間は巖原港で380分と予測される。

比田勝港においては、0.2mを超える津波は到達しないと予測される。

表 最大津波高及び津波の到達時間一覧

設定	港名	初期潮位	地盤の隆起・沈降量 ※1	津波の到達時間 ※2	最大津波の到達時間	最大水位	最大津波高 ※3
		T.P.(m)	(m)	(分)	(分)	T.P.(m)	(m)
ア.初期潮位=既往最大潮位、堤防等施設が機能する場合	比田勝	1.39	0.01	295	295	1.62	0.22
	巖原	1.39	0.01	—	267	1.56	0.16
イ.初期潮位=既往最大潮位、堤防等施設が機能しない場合	比田勝	1.39	0.01	424	424	1.60	0.20
	巖原	1.39	0.01	—	277	1.55	0.15
ウ.初期潮位=朔望平均満潮位、堤防等施設が機能する場合	比田勝	0.91	0.01	—	247	1.09	0.17
	巖原	0.91	0.01	—	366	1.10	0.18
エ.初期潮位=朔望平均満潮位、堤防等施設が機能しない場合	比田勝	0.91	0.01	—	294	1.08	0.16
	巖原	0.91	0.01	378	378	1.13	0.21

資料：長崎県地域防災計画震災対策編

※1 「+」が隆起、「-」が沈降

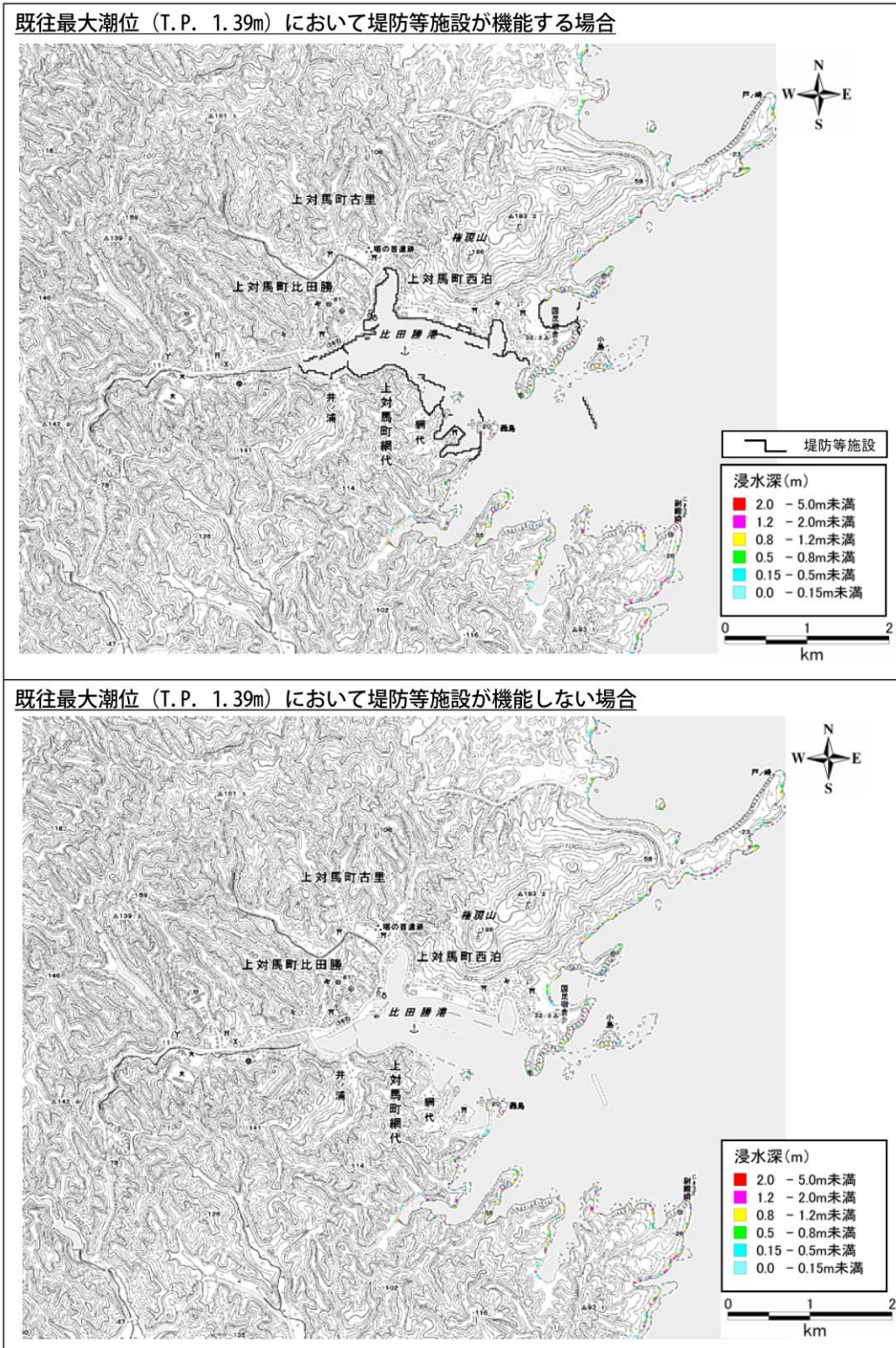
※2 津波の到達時間は水位変化が±0.2m以上となった時間とした。

※3 「最大津波高(m)」 = 「最大水位(T.P.(m))」 - 「初期潮位(T.P.(m))」 - 「地盤の隆起・沈降量(m)」とした。

(2) 浸水予測

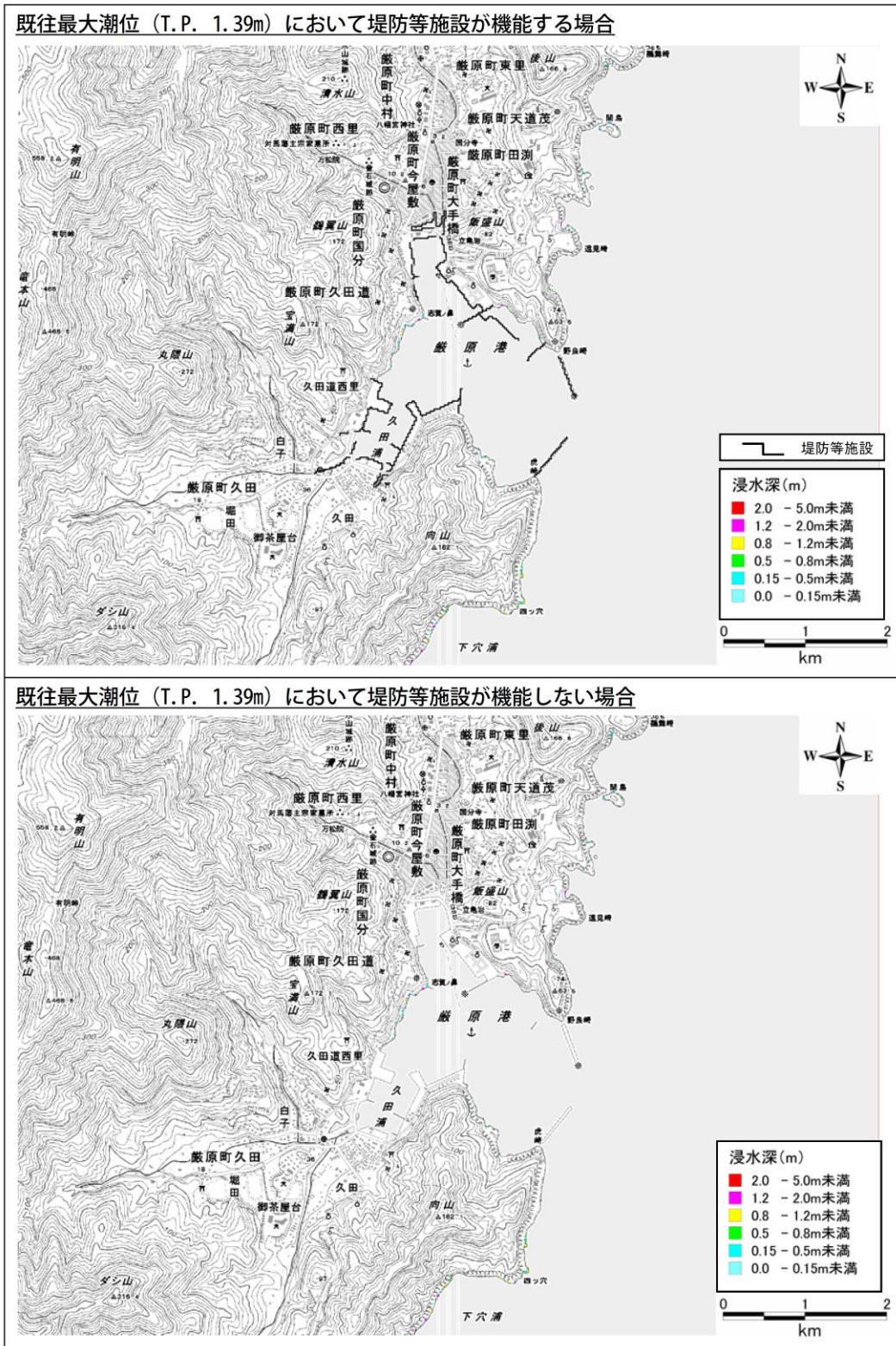
津波予測解析により、津波の陸域への遡上による最大浸水深を求め、浸水予測図として整理されている。港湾漁港区域において、初期潮位が既往最大潮位において堤防等施設が機能する場合と機能しない場合の津波浸水予測図は以下のとおり。

図-6 浸水予測図 比田勝港



資料：長崎県地域防災計画震災対策編

図-7 浸水予測図 厳原港



資料：長崎県地域防災計画震災対策編

第3節 防災関係機関の処理すべき事務・業務の大綱

市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警戒避難体制の整備
- (8) 警報の伝達及び高齢者等避難又は避難指示
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (10) 被災者の救難、救助その他保護
- (11) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (12) 清掃、防疫その他保健衛生
- (13) 緊急輸送の確保
- (14) 災害復旧の実施
- (15) 被災時における文教対策
- (16) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 指定地方行政機関

- (1) 財務省福岡財務支局（長崎財務事務所）
災害時における財務金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること。
- (2) 総務省九州総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制監理
 - イ 災害地域における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況調査
 - エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与
 - オ 各種非常通信訓練の実施又は指導
 - カ 非常通信協議会の育成指導

- (3) 農林水産省九州農政局長崎地域センター
 - 管内の米穀保管在庫数量の把握に関すること。
- (4) 厚生労働省長崎労働局（対馬労働基準監督署）
 - ア 大型二次災害を誘発する恐れのある事業場に対する災害予防の指導
 - イ 事業場等の被災状況の把握
 - ウ 被災事業場用救急薬品の確保等援助措置
 - エ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
 - オ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導
- (5) 国土交通省九州地方整備局
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定
 - イ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
- (6) 国土交通省九州運輸局（長崎運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。
 - ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。
 - エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。
 - オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
 - カ バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。
 - ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達のあっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。
 - ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。
 - コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。
- (7) 第七管区海上保安本部（対馬海上保安部）
 - ア 海難の際の人命、積み荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動

- イ 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示誘導並びに災害の拡大防止
- ウ 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持
- エ 海上において、人命、積み荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督

(8) 長崎地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

3 自衛隊

(1) 陸上自衛隊対馬警備隊

災害時における、人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

(2) 海上自衛隊佐世保地方隊（対馬防備隊）

災害時における、人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

(3) 航空自衛隊西部航空方面隊（第19警戒隊）

災害時における、人命、財産の救援助及び応急復旧活動支援

4 県

(1) 長崎県地域防災計画に掲げられている掌握事務

(2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

(3) 長崎県（対馬振興局）

公共土木施設に対する応急措置や新設、改良並びに災害復旧

(4) 対馬保健所

災害時における管内区域の保健衛生指導

(5) 長崎県警察（対馬南警察署・対馬北警察署）

- ア 災害時における住民の避難誘導及び救助
- イ 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- ウ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- エ 行方不明者の捜索、死体の検視
- オ 防災関係機関との連携

5 指定公共機関及び公共的団体

(1) 指定公共機関

- ア 西日本電信電話株式会社 長崎支店
電気通信設備の保全と災害時における非常通話の調整
- イ 日本銀行（長崎支店）
災害時における金融機関の災害応急対策
- ウ 日本赤十字社（長崎県支部）
(ア) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施
(イ) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整
(ウ) 救援物資及び義援金等の募集業務
- エ 日本放送協会（長崎放送局）
気象予報警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及
- オ 日本通運(株)（長崎支店）
災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
- カ 九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所、豊玉発電所
(ア) 災害時における電力供給の確保
(イ) 被災施設の応急対策及び災害復旧

(2) 公共的団体

- ア 対馬市医師会
被災者に対する医療、助産、看護等活動
- イ 対馬市歯科医師会
被災者への口腔ケア、歯科治療及び個人識別
- ウ 対馬交通（株）
災害対策用物資等の輸送手段の確保
- エ 九州郵船（株）
災害対策用物資等の応急輸送対策への協力
- オ 新聞社支局等（朝日・読売・西日本・長崎・対馬新聞）
災害状況及び災害対策に関する報道
- カ 対馬漁業無線局
漁船等に対する海象予警報、災害情報等の伝達
- キ J A R L 対馬クラブ
災害時の無線通信による援助
- ク 対馬市社会福祉協議会
(ア) 市災害対策本部が行う避難及び応急対策への協力
(イ) 被災者の保護及び救援物資の配布
(ウ) 災害ボランティアセンターの運営
(エ) 生活福祉資金の貸付に関する相談窓口

- ケ 対馬市商工会
 - (ア) 市が行う商工関係被害調査及び応急対策への協力
 - (イ) 救助用物資、復旧資材の確保について協力
- コ 対馬市各漁業協同組合
 - 災害情報等の伝達及び共同利用施設の災害対策
- サ 対馬農業協同組合
 - (ア) 農作物の災害応急対策の指導
 - (イ) 市が行う被害調査及び応急対策への協力
- シ ガス供給機関
 - (ア) ガス供給施設の耐災整備
 - (イ) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- ス 長崎県共同募金会
 - (ア) 小災害見舞金の給付
 - (イ) 義援金募集

6 防災上重要な施設の管理者関係

- (1) 医療機関・福祉施設の管理者
 - ア 避難施設等の整備及び避難訓練の実施
 - イ 避難時に対する入院患者・入所者等の保護及び誘導
- (2) 学校法人の管理者
 - ア 避難設備等の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育計画の確立及び実施
- (3) 金融機関
 - 被災事業者、個人に対する資金融資手続の指導等
- (4) 危険物、高圧ガス施設の管理者
 - ア 防護施設等の整備及び点検
 - イ 災害時における危険物等の安全管理の徹底

7 市民

- (1) 災害に対する知識の向上を図り、家庭内における話し合いを行う
- (2) 災害時の避難場所の確認
- (3) 必要に応じた生活必需品の備蓄
- (4) 自主防災組織への参加

第4節 計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、対馬市防災会議を開催し、これを修正する。

第2章 地震災害予防計画

第1節 防災知識・思想の普及

1 計画の方針

地震・津波による被害を最小限にとどめるためには、市民自らが、「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、日頃より災害に対する備えを心掛けると共に、災害発生時には、自らの身の安全を守るように行動することが重要である。

市は、市民及び各組織等を対象に地震・津波に関する知識と防災対応を啓発指導する。

2 防災知識普及計画

(1) 市が実施すべき事項

ア 市長は、職員が地区担当職員として地域における防災活動に率先して参加すると共に、当該活動を指導するための教育を行う。また、住民自らが生命、身体または財産を守り、あわせて地域の地震・津波災害を予防し、あるいは軽減することに資するため、必要な教育及び広報を行う。また、啓発の内容については、おおむね県の例による。

イ 市は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持続的に共有し、津波襲来時に適確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知・ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための措置を講じる。

ウ 企業に対する防災思想の普及

企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行う。

(2) 市職員に対する教育

市は、市職員が行政を進めるうえで積極的に地震防災対策を推進し、同時に地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなどについて研修会等を通じて教育を行うと共に、全職員向けにパンフレットを作成し、日頃よりの周知徹底を図る。

- ア 地震・津波に関する基礎知識
- イ 「対馬市地域防災計画 地震対策編」の内容と市が実施している地震対策
- ウ 地震が発生した場合に、職員が具体的に取るべき行動（職員の動員体制と任務分担、情報伝達体制）について、初期初動マニュアルを作成・配布
- エ 地震の発生が予知された場合及び発生した場合に具体的に取るべき行動
- オ 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と役割分担）
- カ 地震対策の課題その他必要事項

(3) 教職員の研修及び児童生徒に対する教育

市教育委員会は、教職員に対し、防災教育の研修会等を行い、指導力の向上を図る。

また、教職員は、児童生徒に対し、教科、学級活動、ホームルーム活動、学校行事等教育活動全体を通じて、災害や防災の基礎的な知識、災害発生時の対処方法等の指導を行う。

(4) 市民への教育

市は、地震発生時に市民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震・津波についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

- | | |
|---|-------------------------------|
| ア | 地震・津波に関する基礎知識 |
| イ | 地震発生時の行動指針等の応急対策 |
| ウ | 災害危険区域等に関する知識 |
| エ | 防災関係機関が講ずる災害応急対策及び地震防災応急対策 |
| オ | 津波危険予想地域、山・崖崩れ危険予想地域等に関する知識 |
| カ | 避難地、避難路、その他避難対策に関する知識 |
| キ | 住宅の耐震、火災予防、非常持ち出し品の準備等の平常時の準備 |
| ク | 応急手当等看護に関する知識 |
| ケ | 高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者への配慮と支援と体制 |
| コ | 避難に関わる用語（津波警報、避難指示等）の意味と内容 |

また、地震疑似体験等による効果を高めるため、県の起震車等疑似体験装置を活用し、地域の防災訓練、研修会等に活用する。

(5) 啓発における重点事項

防災知識の啓発には、パンフレット、リーフレット、ポスター、ビデオテープ及び報道機関等の媒体の他、有線テレビ、広報誌、広報車の巡回やスライドなどによる講習会等の方法を活用し、以下の重点項目に基づき広く普及を図る。

＜市民に対する防災知識の啓発における重点事項＞

ア 平常時の心得に関する事項

- | | |
|-----|--------------|
| (ア) | 食料・飲料水の備蓄 |
| (イ) | 非常持ち出し品の準備 |
| (ウ) | 家具等の転倒防止対策等 |
| (エ) | 災害危険箇所・区域の確認 |
| (オ) | 避難方法、避難場所の確認 |

イ 地震発生時の心得に関する事項

- | | |
|-----|------------------|
| (ア) | 様々な条件下におけるとるべき行動 |
| (イ) | 避難場所での行動 |

(6) 外国人対策

避難地案内板外国語表示、パンフレット配布及び生活相談窓口（コーナー）の開設等、その他により防災知識の普及・啓発を図る。

(7) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料の提供、映画・ビデオ等の貸出し等を通じて、地震防災思想の普及に努める。

(8) 企業

ア 防災関係機関

西日本電信電話株式会社 長崎支店、九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所、日本通運(株)長崎支店、日本放送協会、日本赤十字社等の防災関係機関は、それぞれ所掌する事務または業務に関する地震防災応急対策利用者等の実施すべき事項について一般市民に対して広報を行う。

イ 一般企業

災害時における企業の果たすべき役割を十分に認識し、各企業において災害時行動マニュアルの作成、企業内防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

市は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図ると共に、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討実施を図る。

また、市は企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

第2節 自主防災活動

1 自主防災組織の役割

地域の防災対策を効果的に行い、「自らの地域は皆で守る」ためには、地域において住民が広く自主防災組織をつくり、平常時の活動の中から地震発生の際に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応等の活動が行われるようにしておくことが重要である。

市は、自主防災組織の組織化に積極的に取り組むと共に、既存の組織にあつては、市と協力して防災活動を行うものとする。

(1) 主な取り組み

- ア 各地区及び事業所等における自主防災組織の組織化を促進する
- イ 平常時、発災時の自主防災組織の活動内容の明確化を図る
- ウ 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する
- エ リーダーに対する研修等組織を活性化するための対策を講じる
- オ 自主防災組織相互の応援体制の確立を図る

(2) 自主防災組織の組織化

市は、対馬市地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導方針を具体的に明らかにすると共に、組織化における年次計画を策定するものとする。

既存の町内会、自治会等の自主組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりをする。

- ア 町内会、自治会等の自主組織に、活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
- ウ 婦人団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(3) 自主防災組織の活動

ア 平常時から実施する事項

- (ア) 地震防災に関する知識の普及
- (イ) 地域における災害危険箇所の把握及び危険度の理解
- (ウ) 家庭内の防災に関する話し合い
- (エ) 各地域における避難地、避難路の確認
- (オ) 石油ストーブ、ガス器具等の対震自動消火等火災予防措置の実施
- (カ) 家屋の補強及びブロック塀などの転倒防止
- (キ) 家具類等、家の中の落下倒壊危険物の対策
- (ク) 飲料水、食料、日用品、医療品等生活必需品の備蓄
- (ケ) 最寄りの医療救護施設の確認

イ 地震発生時に実施する事項

- (ア) 自力による生活手段の確保
- (イ) 適切な避難（津波の場合は、避難の呼びかけ・避難の率先）
- (ウ) 初期の救出、救助
- (エ) 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- (オ) 火災予防措置及び初期消火の実施
- (カ) 飲料水、食糧、燃料他非常持出の準備
- (キ) 地震・津波情報の正確な把握
- (ク) 地域の避難所の開設・運営の支援

ウ 防災知識の普及・啓発活動

市は、正しい防災知識を住民一人一人が持つように、各自主防災組織に対して研修会等を実施し、平常時及び災害発生時の活動、任務等について学習しておくものとする。普及・啓発事項としては次のようなことを行う。

- (ア) 地震・津波に関する基礎的な知識
- (イ) 災害危険箇所の把握
- (ウ) 情報の収集、伝達体制
- (エ) 初期消火、出火防止対策
- (オ) 救出救護対策

(カ) 避難誘導対策

(キ) 要配慮者対策

エ 自主防災組織内の編成及び任務

組織内においては、各構成員の任務分担を明らかにして、地震発生時の行動に対して万全の備えを整えておく。

(ア) 広報伝達班

(イ) 消火防火班

(ウ) 避難誘導班

(エ) 救出救護班

(オ) 生活物資供給班

オ 防災訓練の実施

市は、自主防災組織が防火訓練を行うにあたり、他の地域の自主防災組織あるいは地域内事業所等とも有機的な連携を図りながら行っていくことに留意すると共に、市町単位、あるいは県の総合防災訓練等にも積極的に参加するように努めるものとする。

訓練に際しては、各地域における様々な条件を配慮し、きめ細かく実施するようにし、なかでも高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮した訓練内容とする。

また、津波浸水の恐れのある地域では、各地域の状況を踏まえた実践的な津波避難訓練を実施するものとする。

(ア) 情報の収集及び伝達の訓練

(イ) 出火防止及び初期消火の訓練

(ウ) 避難訓練

(エ) 救出及び救護の訓練

(オ) 炊き出し訓練

カ 防災資機材の定期点検の実施

市は、自主防災組織が地域において効果的な防災活動を行うため、防災活動用の資機材の整備及び、点検を定期的に行うものとする。

キ 地域内の他組織との連携

各自主防災組織においては、地域内事業所の防災訓練や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にして活動していくものとする。

ク 自主防災組織の活動拠点の整備

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備促進を図っていくと共に、消火、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

2 市の指導

市は、自主防災組織づくりを積極的に推進し、組織内の充実を図るため国の補助事業、助成制度等を有効に活用すると共に、自主防災に関する認識を深めるため定期的な研修会を実施する等リーダーの資質の向上を図る。

(1) 自主防災組織の組織化促進

組織化の促進は1(2)の組織化整備計画に沿って推進する。市は、各地域内の組織化に向けて、年次計画を作成し、毎年目標達成に向け、各地域内の組織化に積極的に取り組んでいく。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。

3 事業所等の自主防災活動

事業所においては、自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとりつつ、事業所及び関係地域の安全の確保に積極的に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、それぞれの事業所等の実情に応じて、概ね次のものについて行うものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業者等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品、災害時に必要な物資の確保

4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

市は、災害時におけるボランティア活動の環境整備のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努めるとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

住民の防災活動推進上最も適正な規模で地域単位に編成し、その設置においては、下記事項に留意の上、市が住民と協議して実施する。

- (1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
- (2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

第3節 消防団の育成・強化

1 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と共に地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

2 消防団の育成・強化の推進

市は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団の能力活用

消防団の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を推進し、ひいては消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(2) 消防団への加入促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所等への協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

第4節 民間防災組織の確立

1 方針

災害時における被害の認定、食糧、飲料水等生活必需物資の配給、罹災者の安否確認、遺体の捜索収容、身元確認、避難立退きの受入れ、非常炊き出し、応急復旧作業等の災害応急活動は、県、市町等の行政機関だけではなく、民生委員等の民間協力機構や農協、漁協、赤十字奉仕団、PTA、婦人会、青年団等公共的団体の協力によりはじめて成果が期待出来るものである。

このため、これら機構及び団体を積極的に防災協力機構として組織化すると共にその性格、住民感情、地理的環境等を充分考慮の上具体的な役割を付与し、もって災害応急活動が効率的に処理できるよう協力体制の確立に努めるものとする。

2 農業団体

災害時において、被災農林業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため対馬農業協同組合を協力団体として依頼し、育成強化を図るものとする。

3 水産業団体

災害時において、被災水産業者等が緊急に必要とする資金の融通、資器材の供給等を行うため、市内各漁業協同組合を協力団体として依頼し、育成強化を図るものとする。

4 赤十字奉仕団

災害時における炊出し、物資の配給、保健衛生、その他被災者の保護活動の協力団体として育成助長を図るものとする。

5 社会教育関係団体

防災思想を普及し、災害時における危険を伴わない軽易な作業に協力を得るため、PTA、婦人団体、青年団体、少年団体等の育成指導を行う。

第5節 地震防災訓練の実施

地震注意報の発表時や警戒宣言が発令された際、秩序を維持しつつ適切な地震防災応急対策を実施するには、平素からこれらに対する訓練を積み重ね、体験による理解をしなければならない。

このため、注意情報発表時や地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。

1 県との連携

(1) 防災訓練の基本方針

県、市、防災関係機関、企業、住民が一体となって、地域の実情に即した訓練を実施する。特に震災に備えて、以下の点を基本として防災訓練に取り組んでいく。

ア 一体的な災害応急対策

防災関係機関それぞれの地域防災計画、防災業務計画に従い、関係機関相互の連携と協力体制の確保に努める。

各機関においては、それぞれが保有している航空機、船舶、車両資機材等の特性と機動力を生かしながら訓練を実施していく。

- (ア) 地震発生に備えた防災関係機関の人員、資機材等の配備及び操作訓練
- (イ) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁等防災機関の相互連携、相互支援による同時多発火災の消火・延焼防止、負傷者等の救出・救護、医療機関への搬送等の訓練
- (ウ) 避難所の設置及び運営、給食及び給水の円滑な実施に必要な訓練

イ 情報収集・伝達

情報の混乱防止を配慮し、迅速かつ的確な災害関係情報の収集及び伝達、広報訓練を実施する。

- (ア) 防災関係機関相互間及び防災関係機関と住民等との間における的確な災害関係情報の収集、伝達、広報訓練
- (イ) 非常通信協議会相互間における情報伝達訓練
- (ウ) パソコンネットワーク等を活用した情報伝達訓練

ウ 緊急輸送路の確保

防災機関の相互連携のもとに、陸上・海上の交通渋滞及び混雑に対する緊急輸送路の確保、応急対策要員等の緊急輸送及び交通規制訓練を実施する。

- (ア) 道路の啓開及び復旧、放置車両などの撤去、緊急輸送路確保のための車両の流入規制、交通信号機滅灯対策、船舶の入港制限等の交通規制訓練並びに緊急

輸送訓練

(イ) 車両、船舶、航空機など多様な輸送手段を活用し、それぞれの機能と特性を考慮し、相互の連携を重視した緊急輸送訓練、さらに県域を越えた広域的な緊急輸送訓練

エ ライフラインの確保

(ア) 電気、ガス、上下水道、通信等のライフラインが、広域にわたり長期間使用できないことに対し、地域、企業等において行う代替手段等の確保、関係機器の点検とその使用方法の習熟等の訓練

(イ) ライフライン施設における相互応援を含んだ応急復旧等の訓練

(ウ) 住居、事務所等の倒壊に備えた応急用資機材の確保、調達、応急復旧等の訓練

オ 非常参集体制の確立

市庁舎が重大な被害を受けた場合、公共交通機関が途絶した場合等を想定し、災害対策要員の確保と災害対策本部体制の早期確立のための訓練の実施に努める。

(ア) 災害対策本部要員の参集、本部の設置、運営の訓練

(イ) 災害対策本部と現地との連携を考慮し、実態に即した情報収集、伝達、応急対策の実施等の訓練

カ 広域応援

消防、警察、自衛隊、海上保安庁、指定公共機関、他の地方公共団体等の緊密な連携のもと、広域的なネットワークを活用した情報収集・伝達訓練及び市町域を越えた広域的な防災訓練を推進する。

キ 一般住民の参加

防災に関する正しい知識を身につけ、災害に対して的確な行動がとれるように、住民の主眼的、実践的な訓練への参加を促進し、自主防災組織を中心とした、企業、学校、ボランティア等の参加、協力による地元密着型の訓練を実施する。

(ア) 地域住民が助け合っ行う初期消火、負傷者等の救出、応急救護、給食・給水災害関係情報の収集

(イ) 伝達・広報等の訓練

(ウ) 高齢者、障害者等や在日外国人、児童・生徒に重点を置いた避難・誘導訓練

(エ) 救援活動、救援物資等の支援の受け入れ等に係る、地域住民と参加ボランティア、ボランティア相互間の協力による訓練

(2) 長崎県総合防災訓練

ア 県の総合防災訓練が、県内7ブロックに分けて「資料編 訓練順位指定表」により実施されている。なお、県の訓練区指定表は「資料編 訓練区指定表」のとおりである。

対馬訓練区で行われる場合は、市及び市消防団は全面的に協力する。

イ 県の総合防災訓練が他ブロックで開催される場合において、市の防災関係者、市消防団員を派遣し、技術の吸収につとめる。

訓練区指定表-----資料編 5-1

訓練順位指定表-----資料編 5-2

(3) 対馬市総合防災訓練

県の総合訓練に準ずる事は極めて困難であるが、管内防災関係諸機関と協議し総合訓練を実施するよう努力する。特に自主防災組織等一般住民を中心とした地域単位の防災訓練については、第2節「自主防災活動」に定めるところに留意しながら、繰り返し日常的に実施していく。

(4) 避難救助訓練

避難訓練は、避難の勧告、避難所の開設に伴う計画及び実施については市長が行うが、避難救助訓練は、生命、身体、財産の保護を責務とする警察とも充分連携して行う。

(5) 消防訓練

消防訓練は、市で行う総合訓練と、地域的に行う自主訓練に区別して行う。

ア 総合訓練

- | |
|--|
| (ア) 応援出動訓練
(イ) 通信、情報、連絡各訓練
(ウ) 避難・救助訓練 |
|--|

イ 自主的訓練

- | |
|---|
| (ア) 非常招集訓練
(イ) 火災想定消火訓練
(ウ) 避難訓練
(エ) その他 |
|---|

ウ 訓練細目

- | |
|--|
| (ア) 消防用機械器具操法訓練
(イ) 消防用機械運用訓練
(ウ) ポンプ操法訓練
(エ) 非常招集訓練
(オ) 人命救助訓練
(カ) 飛火警戒訓練
(キ) 通信連絡訓練
(ク) 出動訓練
(ケ) その他 |
|--|

(6) 防災訓練後の評価

訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じて体制の改善を行うも

のとする。また、必要に応じて防災計画の見直し等を図っていく。

2 訓練時における交通規制

警察署との事前協議

地震防災訓練の責任者は、訓練の実施に伴い道路の使用や交通規制を要すると認められる場合は、おおむね1箇月前までに訓練地を管轄する警察署と訓練の内容や道路の使用等について事前に協議し、必要に応じて訓練実施前に県公安委員会の許可を得るものとする。

3 防災関係機関

防災関係機関は相互に充分連絡をとり協力しながら、それぞれの機関で定めた地震等災害に係る防災業務計画に基づき訓練を実施する。

学校、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル等は、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

第6節 孤立防止対応計画

1 基本方針

本市は、南北約 82 km、東西約 18 kmの細長い島からなりたち、海岸は、沈降と隆起によって出来たリアス海岸であり、その総延長は実に 915 kmとなっている。島の 89%が山林でおおわれ、標高 200m～300m の山々が海岸までせまっており、これを結ぶ道路網は山間や谷に沿い、常に災害の危険にさらされている。また、上対馬と下対馬は、美津島町において幹線道路の国道 382 号線の万関橋及び大船越大橋のみで結ばれている。こうした地形条件は、一度災害が発生すれば半島部並びに山間地等に孤立地域の発生を余儀なくさせることから、半島部並びに山間集落の過疎化、高齢化と相まってその対策が重要である。

2 主な取組み

- (1) 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- (2) 孤立が予想される地域に通じる道路の防災対策を推進すると共に、林道、農道等のう回路確保に配慮した整備を推進する。
- (3) 上対馬と下対馬を結ぶ交通の複線化を検討すると共に、災害時における浅茅湾内の船舶による交通手段についても検討を行う。
- (4) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の状況、実態について、平素から把握しておく。
- (5) 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。
- (6) 孤立が予想される地域での避難所の充実に努める。
- (7) 孤立が予想される地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めると共

に、孤立が予想される地域に滞在する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

3 計画の内容

(1) 通信手段の確保

ア IP告知放送システム

IP告知放送システムにより、災害時の孤立地域や山間地域等への情報通信機能を確保する。

イ アマチュア無線との協力体制整備

JARL対馬等と連携し、非常時の通信体制を検討し、孤立化地域の通信途絶に際し活用が図れるよう推進する。

(2) 災害に強い交通網の整備

ア 道路の整備

半島部並びに山間地等の孤立化が懸念される地域への連絡路となる市道について、代替ルートの有無等の地域条件を考慮し、優先順位を定め、順次防災工事等による安全対策を推進する。

イ 船舶の的確な利用の検討

災害時の交通手段として、船舶の的確な利用を関係各機関と検討し、使用する際の具体的な仕組みづくりを推進する。

(3) 孤立化が予想される地域の実態把握

ア 要配慮者等の把握

大規模な地震等により孤立が予想される地域については、老人世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握し、非常時の迅速な救護活動に備える。

イ 観光客等の把握

観光地においては、観光客が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等についての実態を把握しておくものとする。

(4) 自主防災組織の育成

孤立が予想される地域での災害発生時は、防災関係機関等の到着に時間を要する事態が予想され、特に住民による自主防災活動が重要となるため、「第1章 自主防災態勢の確立」に基づき、自主防災組織の組織化を積極的に推進する。

(5) 避難所の確保

孤立が予想される地域には、1カ所以上の避難所の指定を行う。また、避難所が地震等により被害を受けないよう、立地条件等について検討を行い必要に応じて改善を図るものとする。

(6) 備蓄

孤立が予想される地域では、道路の寸断等の事態に備え、生活関連物資の備蓄に常に配慮するものとする。

第7節 津波災害の予防

1 津波からの避難知識の普及

津波による災害の危険性をふまえ、本市の地理的な立地環境から、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設の整備計画を推進すると共に、津波予警報、避難指示等の伝達体制及び津波監視体制等の確立に努め、大地震に伴う津波対策を推進する。

また、住民に対し津波災害の周知と津波災害からの避難知識の普及に関する広報に努める。

2 情報伝達体制の確立

市は、住民に対する津波警報等の伝達手段として、J-ALERT（全国瞬時警報システム）を活用すると共に、サイレン、半鐘等可能な限り多数の情報伝達手段を確保する。

なお、市民に対しては迅速な避難行動がとれるよう予め避難所の周知をしておくものとする。また、港湾労働者等への情報伝達体制を確立する。

3 海面監視体制の確立

津波来襲に備え、津波注意報、警報が発表されたとき、または震度4程度以上の地震を感じたとき、及び弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに、漁業協同組合等の協力を得て、安全な地点で海面を監視する。なお、監視体制は気象台の「津波の心配はありません」の通報があるまでは監視を続ける。

- (1) 観測機器の整備
- (2) 緊急連絡用の防災無線機配備
- (3) 突発地震にも即応可能な監視態勢の確立

対馬市海面監視実施要領を策定し、これに基づく監視体制の確立を図る。

4 津波避難ビルの指定

市内に立地する公共施設及び会社、事業所等の協力を得て、津波避難施設を指定する。津波避難施設は、海拔20m以上の地点に立地する公共施設及び、海拔20m以下の地点に立地する鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て以上の建築物で、避難の安全性が確保できる建物とし、市が津波避難ビルとして指定する。

5 津波警報等に対する対策

津波警報等が発令された場合には、市からの避難指示の有無を問わず、直ちに海岸から離れ避難地等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

6 住民による対策

津波浸水地域の住民は、避難優先が原則であり、一般的対策のほか次の対策に努める。

- (1) 非常持出品を準備する。
- (2) 津波避難ビル（避難場所）の確認（自主防災組織単位）

7 津波防災思想の普及

市及び防災関係機関は、津波警戒に対する次の内容の普及を図る。

<p>一般住民に対する内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 2. 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。 3. 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 4. 津波注意報でも、海水浴や海釣りは危険なので行わない。 5. 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。
<p>船舶に対する内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに湾外（水深の深い広い海域）に退避する。（注） 2. 正しい情報をラジオ、テレビ等を通じて入手する。（注） 3. 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表された時は、直ちに港外に退避する。（注） 4. 港外に退避できない小型船は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。（注） 5. 津波は繰り返しおそってくるので、警報、注意報が解除されるまで気を緩めない。 <p>（注）：港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。</p>

8 海岸利用者に対する対策

海岸利用者がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努めると共に、地震が発生した場合は、直ちに海岸から離れるか、近くの高台、津波避難ビル等へ避難するなど、利用者のとるべき行動について周知徹底に努める。

9 船舶所有者等による対策

港湾並びに漁港内または、市内の河川に係留する船舶の所有者、管理者等は、時間的に余裕がある場合は、原則として沖合避難、時間的に余裕がない場合は、津波による船舶の流出を防止するため、可能な限りにおいて、次の対策に努める。

- (1) けい留施設を点検し、必要な補強、改修等を行う。
- (2) けい留方法は、強靱なロープ等により頑固に結索する。
- (3) 不用船は取除く。
- (4) その他、津波警報等発令時の海上避難に備え、非常食等、必要な準備を行う。

10 漁業施設災害の防止対策

漁港、陸揚げ施設等の施設はその性格上、海岸、漁港地区に集中しているため、特に震災の被害を受けやすい状態にある。各施設について被害を防止する施策を進める中でも、特に災害時に緊急避難や緊急物資輸送等の拠点となる漁港として位置づけている漁港については整備促進を図る。

災害時の拠点漁港港湾施設----- 資料編 5-12

(1) 漁港施設

漁港区域施設の防護と漁船の擁護を目的として、防波堤や護岸等の工事を行い、港内の平穏を図り、津波等からの漁船等の安全を確保するため泊地の浚渫拡張、船揚場の建設等を行う。

大規模な災害が発生しときには、現有の岸壁及び防災広場（野積場等）を利用し、避難救助、海上輸送活動等に供用できるよう、必要に応じ安全性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

(2) 陸揚施設等

荷さばき施設など漁業関連の陸揚施設は、漁港・港湾地区に集中しているため、津波などによる被害が発生する恐れがある。

災害を受けやすい状態にある施設については、岸壁の耐震化などの防災対策を実施していく。

11 港湾施設災害の防止対策

港湾区域施設の防護と利用船舶の擁護を目的として、防波堤や岸壁及び護岸等の工事を行い、湾内の平穏を図り、津波等から利用船舶等の安全を確保するため泊地の浚渫拡張、岸壁の建設等を行う。

大規模な災害が発生したときには、厳原港における耐震強化岸壁と他港の現有岸壁及び、臨港道路や背後のふ頭用地を利用し、避難救助、海上輸送活動等に共用できるよう、必要に応じ安全性を点検し、補強工事等の対策を実施する。

12 避難地案内板を設置

市は、海岸・港湾及び漁港の管理者と協議して、避難地案内板を設置すると共に、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。

第8節 震災予防の調査・観測体制

1 地震・津波災害に関する気象業務体制及び災害通信網の整備

(1) 長崎地方気象台

地震・津波災害に結びつく自然現象の的確な把握、津波予報の精度向上、地震及び津波に関する情報の内容の改善を図るとともに、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報を防災機関、報道機関を通じて地域住民に適時・適切に提供する。対馬市内の震度観測点及び津波観測施設については、以下の表のとおりである。

対馬市内の震度観測点一覧表

名 称	所 属	所在地（所在場所）
長崎対馬市厳原町東里	気象庁	厳原特別地域気象観測所
長崎対馬市上県町飼所	気象庁	仁田ダム
長崎対馬市美津島町鴨居瀬	気象庁	旧鴨居瀬小学校
長崎対馬市上対馬町	防災科学研究所	上対馬町地域福祉センター
長崎対馬市豊玉町	防災科学研究所	長崎県北部農業共済組合対馬支所
長崎対馬市厳原町国分	防災科学研究所	対馬市役所厳原庁舎
長崎対馬市美津島町雞知	長崎県	美津島行政サービスセンター
長崎対馬市峰町	長崎県	峰行政サービスセンター
長崎対馬市上県町佐須奈	長崎県	上県行政サービスセンター

対馬市内の津波観測施設一覧表

名 称	観測方式	所 属
対馬市厳原	フロート式	海上保安庁
対馬比田勝	電波式	気象庁

(2) 長崎県（震度情報ネットワークシステム）

県において、県下全市町に地震計（強震計、計測震度計）を設置し、地震情報を瞬時に収集し、有事即応体制を整備している。

地震情報は、各市町から県へ防災行政無線を介して配信し、県から NTT 回線を介して、消防庁へ送信される。また、地震情報は県から長崎地方気象台へも送信し、観測した震度情報は気象庁発表の震度情報に含めて発表される。

地震計の設置箇所は市庁舎敷地もしくは、近隣の公有地等とする。

○ 長崎県震度情報ネットワークシステムに接続している震度計設置場所一覧表

県 設 置 分	防災科学技術研究所設置分
<ul style="list-style-type: none"> ・ 対馬市美津島町鶏知 ・ 対馬市峰町 ・ 対馬市上県町佐須奈 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対馬市厳原町国分 ・ 対馬市豊玉町 ・ 対馬市上対馬町

2 地域有線放送設備

市内各集落で利用できるように地区公民館等から放送できる装置である。

第9節 災害危険区域の設定

1 危険区域設定の目的

洪水、高潮、津波、地すべり、山くずれ、火災、その他異常な現象により、災害の発生する恐れのある地域について、災害の発生を未然に防止し、又被害の拡大を防止するための必要な対策、並びに事前措置を迅速的確に実施するために、あらかじめ調査を実施しその実態を把握するものである。

2 危険区域の設定

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域【土砂災害防止法関係】

急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの土砂災害において、それぞれの区分ごとに警戒区域並びに特別警戒区域が指定されている。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 -----資料編 3-1

(2) 地すべり等危険区域【平成15年建設省通達】

市内における地すべりの危険箇所は、次のとおりである。

地すべり危険箇所 -----資料編 3-2

(3) 急傾斜地危険区域【平成15年建設省通達】

市内における急傾斜地崩壊危険箇所は次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険箇所 -----資料編 3-3

(4) 土石流発生危険溪流【平成15年建設省通達】

市内の土石流の発生が予想される危険溪流は次のとおりである。

土石流危険溪流区域 -----資料編 3-4

(5) 保安林【森林法関係】

土砂の崩壊その他の災害防備のために指定された保安林は、次のとおりである。

保安林指定箇所 -----資料編 3-5

(6) 山腹崩壊危険区域【森林法関係】

市内における山腹崩壊の危険がある区域は次のとおりである。

山腹崩壊危険地区 -----資料編 3-6

(7) 崩壊土砂流出危険区域【森林法関係】

市内における土砂、転石の危険がある区域は次のとおりである。

崩壊土砂流出危険区域 -----資料編 3-7

(8) 地すべり危険区域【森林法関係】

市内における地すべりの危険がある区域は次のとおりである。

地すべり危険区域 -----資料編 3-8

(9) 急傾斜地崩壊危険区域【急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律関係】

市内における急傾斜地の崩壊を防止するために指定された区域は次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域指定地 -----資料編 3-9

(10) 地すべり防止区域【地すべり等防止法関係】

市内における地すべりを防止するために指定された区域は次のとおりである。

	地すべり防止区域指定地	資料編	3-10
(11)	道路のり面危険区域【道路法関係】		
	市内の一般道路（市道）における危険箇所は次のとおりである。		
	危険箇所と思われる区域は多数あり、パトロールを実施して危険回避に努める。		
	道路のり面危険箇所	資料編	3-11
(12)	砂防指定地【砂防法関係】		
	市内における治水上砂防のために指定された区域は次のとおりである。		
	砂防指定地	資料編	3-12
(13)	水防上重点をおくべき区域【水防法関係】		
	市内における水防上重点を置くべき区域は次のとおりである。		
	重要水防区域（河川）	資料編	3-13
	重要水防区域（海岸）	資料編	3-14
	重要水防箇所（水門等）	資料編	3-15
(14)	漁港危険区域		
	市内における高潮や津波などによる災害発生の危険がある漁港は次のとおりである。		
	漁港危険区域	資料編	3-16
(15)	港湾危険区域		
	市内における高潮や津波などによる災害発生の危険がある港湾は次のとおりである。		
	港湾危険区域	資料編	3-17

第10節 火災予防対策の推進

1 火災の予防対策

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高いため、市及び消防機関等は、地震による火災を未然に防止するため、出火防止、延焼防止等、火災予防対策の実施、指導の徹底に努める。また、長崎県地震等防災アセスメントで示された火災、建物被害を想定した対策を推進する。特に本市は島であることから、近隣での初期対応が重要である。

(1) 家庭における火災予防対策

市は、住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に地震発生時における出火防止、初期消火、延焼防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えと器具の取り扱いを指導する（基本計画編 第1節「防災知識・思想の普及」、第2節「自主防災活動」を参照のこと）。

また、家庭内の次のような出火危険物に対し、取り扱い等を指導していく。

ア 石油ストーブ

対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。

イ 家庭用小型燃料タンク

燃料タンクは、転倒防止装置を施すよう指導する。

ウ その他の出火危険物

アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導する。

(2) 不特定多数の者が出入りする施設

ホテル、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設においては、大災害になる可能性が高いことから、消防機関においては、予防査察を計画的に実施し、消火設備、警報設備、避難設備の設置と維持管理について指導を強化する。

(3) 水利施設の整備

消火栓以外の水利の確保として、貯水槽や海水の利用等、水利施設整備を推進する。

(4) 火災予防運動

毎年一斉に春・秋2回実施される全国火災予防運動を実のあるものとし、一般住民に対する火災予防思想の普及に努めると共に火災の予防、火災の早期発見、早期通報を啓発する。

このため、公報・家庭回覧・チラシ・消防車パレード等により広報し、火災予防への関心と周知を図る。

(5) 火災予防指導

ア 独居老人宅を訪問し、予防指導を行う。

イ 自衛消防組織の促進を図る。

ウ 婦人消防隊、婦人防火クラブ、幼年・少年消防防火クラブの結成を促進し、育成する。

エ 家庭用消火器の普及促進を図る。

オ 住宅用火災警報器未設置世帯への設置促進を図る。

(6) 消防力の強化

消防用の設備機材の整備について、以下のとおり推進する。

ア 消防水利の内、自然水利の確保できる所は常に整備し、場所については、消防関係者に徹底させる。

イ 消防団員の教育訓練のため、県消防学校の教育計画に基づいて、計画的に派遣する。また状況に応じては、県消防学校により現地訓練も実施する。

ウ 住民の消防に対する協力態勢の強化促進を行い、地域の自主的な防火活動への援助を行う。

エ 火災時の消防車の進入をスムーズに行うため、違法駐車をしないよう常に広報する。

オ 高段、密集地等の火災危険地域について、有事の場合の指導を行う。

2 林野火災の未然防止

市は、過去においても大規模な山林火災に見舞われており、現在も後を断たない。地震に伴って発生する火災の予防、警報、消火の施設等を整備し、林野火災消防体制の確立を図ると共に、職員を的確に指導、啓発し、林野火災を未然に防止するよう努めるものとする。

3 感震ブレーカーの普及推進に関する計画

(1) 目的

大規模地震時には、住民等が避難を要することにより、火災の発見、通報、初期段階での消火が遅れ、また、災害の同時発生により、消防力が不足し、水道管の破断等により消防水利が確保できないなど、消火活動が困難な状況となり、特に木造密集市街地等では大規模な火災につながるおそれがある。近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要である。

このような観点から、防災基本計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられたところであり、その実効性を確保するため、本計画において地域の実情に即した形での体制作り等、感震ブレーカーの普及推進について具体的な取組内容を定める。

(2) 普及推進に向けた取組の進め方

感震ブレーカーの普及推進にあたって、主な取組の流れは以下のとおりである。各地域の火災予防や地震対策の推進体制を基礎としつつ、感震ブレーカーの普及推進における主な関係者との協働体制を構築するとともに、本市内の実情に即して必要な取組を進めるものとする。

<感震ブレーカーの普及推進の取組>

- ア 感震ブレーカーに関する広報啓発
- イ 感震ブレーカーの普及推進体制の構築
- ウ 重点エリア等の設定
- エ 感震ブレーカーの設置状況の把握等

(3) 取組の具体的な内容

ア 感震ブレーカーに関する広報啓発

地震火災の予防の観点から、感震ブレーカーについて、住民の理解を促進し、円滑な普及推進を図るため、関係者と連携し、幅広く普及啓発を行う。

イ 感震ブレーカーの普及推進体制の構築

本市において、下記の関係者と連携し、感震ブレーカーの普及を推進する。

- (ア) 関係部局（防災部局、建築部局、福祉部局、消防本部等）
- (イ) 住宅関係者（住宅メーカー、工務店、リフォーム会社等）
- (ウ) 電気関係者（電気工事業者、町の電気屋さん）
- (エ) 福祉関係者（老人ホーム等、民生委員、社会福祉協議会）
- (オ) 教育関係者（小中高等学校）

- (カ) 自主防災組織、自治会
- (キ) 防火クラブ
- (ク) 消防団
- (ケ) 小売店業者（家電量販店、ホームセンター等）
- (コ) マスメディア（テレビ局、ラジオ局、広告代理店等）
- (サ) 保険業者
- (シ) その他（各地域に繋がりのある団体）

ウ 重点エリア等の設定

地震時には火災の同時多発や、消防力の劣勢、水利の使用不可、道路通行障害等により、消火困難となり、大規模火災に至る場合がある。本市においては、大規模火災に至る危険性が高いエリアについて、重点エリアとして優先的に感震ブレーカーの設置を進めることとする。具体的には、火災延焼の危険性（築年数が経過した木造住宅が密集、道路狭隘等）、当該地域における過去の被災状況（過去の地震災害や火災等）を踏まえ、以下のとおり重点エリア等を設定する。

- (ア) 重点エリアとなる対象地域：厳原町、美津島町
- (イ) 優先的に設置を進める対象建物：老朽化した木造建物

エ 感震ブレーカーの設置状況の把握等

管内における感震ブレーカーの設置状況を把握する。実施にあたっては、以下の事項を基本とし、具体的な調査内容及び実施方法については県と調整のうえ実施する。なお、設置状況の把握は定期(3年に1度)に行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直し等を行う。

- (ア) 調査対象地域：市内全域
 - (イ) 調査対象世帯：標本調査
 - (ウ) 調査実施主体：対馬市
 - (エ) 調査内容：感震ブレーカー設置の有無、タイプ別、認知度
 - (オ) 調査手法：アンケート調査

第11節 危険物等災害予防対策の推進

1 危険物の災害予防対策

(1) 危険物の範囲

危険物とは、消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものである。

(2) 危険物施設等

次に掲げる製造所等は消防法で定める「危険物製造所等の地震対策指針」により、技術上の基準のほか、その業態に応じ、危険物施設やその付帯設備等の耐震性を検討し、必要な改善、補強、あるいは管理を行い、災害発生防止に努める。

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 製造所、貯蔵所、及び取扱所 |
| イ | 屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所 |
| ウ | 屋外貯蔵所及び屋内貯蔵所 |
| エ | 給油取扱所及び販売所 |
| オ | 研究室・実験室等、薬品類を保有する施設 |

(3) 危険物施設保安対策

危険物施設の立入検査を実施し、所有者等に対しその維持、保安管理について指導を行う。

(4) 危険物災害予防対策

- ア 危険物取扱者及び施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- イ 危険物取扱者に対し保安教育の徹底を図る。

(5) 震災時等対策

震災時等において2次災害の発生防止に加え、早期の燃料等の供給の再開や避難支援等の役割も期待されることから、発災時に適切かつ迅速に安全の確認や2次災害の防止、復旧等の対応を行うため、震災等対策を事前に計画し、消防機関等との連絡調整を行う。

2 電力設備の災害予防対策

(1) 電力設備の災害予防対策

電力設備の災害予防措置としては、電気設備技術基準、発電用水力設備技術基準及び防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じており、地震災害が予測される場合は、必要に応じて次の適切な予防措置をとり、災害の未然防止、又は拡大防止に努める。

(2) 火力発電設備

機器の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準法に基づいて行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(3) 送電設備

ア 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。

(4) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動のなどを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」により行う。

建物の耐震設計は、建築基準法により行う。

(5) 配電設備

ア 架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ 地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(6) 通信設備

機器の耐震設計は、機器の設置階を考慮した設計とする。

3 高圧ガスの災害予防対策

(1) ガス施設等

市は、ガス事業者に対して、施設の耐震性の確保について整備を進めるよう指導に努める。

ア 高圧ガス貯槽に設けられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導すると共に、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を促進する。

イ プロパンガスボンベについて、鎖等により転倒防止装置の実施を徹底すると共に、ガス放出防止器等の取付けを促進する。

ウ 雑居ビル、建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。

第12節 建築物等災害予防対策の推進

1 建築主等が行う耐震対策

建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- (1) 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずること。
- (2) 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施すること。

2 市が行う耐震対策

(1) 住宅及び建物の耐震化

ア 木造建築物

市は、市民が自宅の耐震性を診断し、補強を行うよう県の設定した「木造住宅の耐震診断基準及び改修設計指針」等により啓発・指導を行う。

イ 鉄筋コンクリート造建築物及び鉄骨造建築物

市は、県の設定した「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」により、耐震化を促進する。

- (2) 市は、自主防災組織活動等と連携して説明会を実施し、耐震補強等を促進する。
- (3) 避難所等となる公共建築物の耐震診断及び耐震補強を促進する。
- (4) 緊急輸送路、避難路及び避難地沿い、建築物の看板及び外装材の落下防止指導、並びにブロック塀の調査及び改善を促進する。

3 防災上重要な建物の整備

災害対策は、迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。

市は、これらの活動を円滑に進めるための施設を「防災上重要な建築物」として、各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努めるものとする。

(1) 医療救護施設の整備

在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。

(2) 社会福祉施設の整備

社会福祉施設の収容者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。

(3) 学校等施設の整備

児童・生徒の生命の安全確保を図ると共に、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため、学校等の施設の耐震化を図る。

(4) 不特定多数が利用する公的建物の整備

集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公的施設の耐震化を図る。地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場、交通広場等オープンスペースの整備を図る。

(5) 庁舎、消防施設等の整備

庁舎、消防施設、緊急物資集積場所に指定されている施設等、災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(6) 地域防災拠点施設

地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。

4 建築物等の安全化

市は、次の事項について、建築物・施設の所有者等に対して啓発を行い、建築物等の安全化の促進を図る。

- (1) 学校、医療機関等、防災対策上特に重要な施設の不燃化
- (2) 石油コンビナート、薬品を管理する施設、ボイラー施設等危険物施設の耐震性の確保、緩衝帯の整備等
- (3) 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等
- (4) 機能維持のためのライフライン施設の強化とバックアップ体制

5 コンピューターの安全対策

地震発生の際、庁舎内等の電算室に設置しているコンピューターの一時停止に対する、平常時よりの防災対策として、電算室内での人的被害を最小とすると共に、速やかにコンピューターを再稼働させることを目標としていく。

(1) 建物に関すること

- ア 天井、照明器具の落下防止
- イ フリーアクセス床の跳ね上がりや落下防止
- ウ 壁・窓ガラスの破損防止
- エ 避難エリア・通路の確保

(2) コンピューターに関すること

- ア 機器の移動・転倒防止
- イ ケーブルの断線やコネクターのゆるみ防止
- ウ データファイルの破損防止
- エ 重要なシステム・データ等のバックアップサーバの同時に被災しない場所への設置

(3) 電源、空調及び回線設備等に関すること

- ア 電話設備及び空調設備の固定
- イ 地震感知器による自動停止
- ウ 非常用電源の確保
- エ 水道配管の破損防止と補給水の手当
- オ 庁内 LAN 回線の被害防止
- カ NTT 通信回線等の地方機関との回線の確保
- キ 自動消火設備の設置

(4) 什器・備品に関すること

- ア データファイルの別室への二重保管
- イ 移動式データテープ保管棚の転倒防止
- ウ ロッカー類の転倒防止

(5) ソフト面の防災対策

- | | |
|---|---------------------|
| ア | 防災体制の明確化 |
| イ | 地震時の処置・手順要領の作成と周知徹底 |
| ウ | ファイルの二重分散保管 |
| エ | 復旧連絡網の整備 |

第13節 防災業務施設の整備

1 災害対策本部の空間・機能等の整備

(1) 市災害対策本部の空間・機能の整備

市は、市災害対策本部等主要な行政施設が災害時にその機能を発揮できるように、地震・津波に対する安全性を点検し、必要な対策を講じる。また、必要な人員の収容及び応援の人員の受入れを考慮して、災害対策本部の空間の確保、非常用電源設備、通信施設の整備、資機材の配置を行い、本部設置の決定後直ちに使用できる状態にしておく。

2 消防用施設の整備

(1) 事業の目的

市は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、地域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努め、地震発生時に予想される火災などから人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車等の消防用資材を整備促進する。

(2) 整備の水準

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、防火水槽、可搬式動力ポンプ等を整備していく。

市は関係機関に対して地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図ると共に適正な配置に努めるよう指導、推進していく。

3 防災拠点の確保・整備

(1) 防災拠点となる都市公園については、その機能をより一層効果的に発揮するよう必要に応じて、防災上地域の核的施設となる小中学校、病院、福祉施設等の公共施設や避難路、物資の補給路等となる幹線道路等に隣接した地域に設置を図る。

(2) 下水処理場等のオープンスペースを防災拠点として活用できるよう整備し、必要となる雑用水として高度処理水、雨水貯留水の活用を図る。

4 通信施設の整備

(1) 市防災無線の整備方針

整備方針	整備内容
同報無線の屋外拡声方式の利用	風雨等の気象条件、住宅構造、騒音等の原因により、聴取が困難な場合があるため、情報伝達の迅速化、確実化を期すため、屋外拡声方式のみでなく、屋内受信方式との併用を十分考慮して、普及促進を図る。
屋内受信方式の導入	屋外拡声方式による導入が困難な地域、災害上の危険区域、災害時の避難所に指定されている施設、地域防災活動の核となる組織の責任者宅等に優先して設置し、可能な限り全世帯屋内受信方式の導入や指示広報等、住民に対してきめ細やかな情報を確実に伝達する。
オフトーク通信、CATV等の有線ケーブルの利用	これらの方式は、防災無線と比較しても、住民に対するサービスとしては高いものであるが、有線ケーブル利用であるため、災害時に使用できないケースがある。このため重複して防災行政無線の整備を検討していく。
市防災行政無線の機能	交通及び通信手段の途絶した孤立集落からの情報収集や病院、学校、電気、ガス、金融等の生活関連機関との通信の面では十分ではないため、同一地域で横の連絡網を整備し、住民の生活に密接な関係を持つ生活関連機関との情報連絡網を確保し、的確な情報を市の災害対策本部に提供が出来る地域防災無線の整備を検討していく。

(2) 衛星携帯電話、災害時優先携帯電話の充実

連絡・通信手段を強化するため、衛星携帯電話、災害時優先携帯電話等の機器の充実に努める。

第14節 被災者の救出・救命活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出・救命活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

1 市が実施すべき事項

- (1) 自主防災組織、事業所等及び市民に対して、地域における相互扶助による救出活動並びに応急手当救出活動についての知識の普及と技術指導
- (2) 自主防災組織の救出並びに救護活動用資機材の配備促進
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

2 自主防災組織、事業所等が実施すべき事項

- (1) 救護活動に必要な技術の習得
- (2) 救護活動用資機材の点検及び機器取扱等の訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立

第15節 避難地・避難路の指定及び整備

1 避難地整備

市は、地震に伴う各種被害が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形災害に対する安全性及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ避難地の設定を行う。地区の指定にあたっては、次の事項を基本とし、日頃から住民への周知、徹底に努める。

- (1) 避難場所としての適格性の判断は、地震等防災アセスメントで検討したケース 1 またはケース 2 の地震が起こった場合の予想震度に対する耐震性及び海溝型地震津波想定による津波浸水予測を十分考慮し、安全性の確保に努める。
- (2) 災害発生時に避難活動や救援活動等の分断要素となりうる幹線道路、河川等の公共施設に十分に配慮しつつ避難圏域を設定し、都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園等の一次避難地を、体系的かつ計画的に配置、整備する。なお、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。
- (3) 避難所、避難場所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努める。また、避難の長期化や大量の避難者を想定した計画に努める。
- (4) 市地域防災計画に位置づけられた都市公園については、避難地、避難路、延焼遮断緑地帯としての機能強化を図るため、トイレ、井戸、池等、災害発生時に有効に機能する施設の整備を推進すると共に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の災害応急対策施設、体育館等の避難収容施設の整備を推進する。
- (5) 要避難人口は、昼間人口も考慮する。
- (6) 地区の割り当ては、町内会単位として、主要道路、河川等を境界とし、可能な限り住民がこれらを横断して避難することを避ける。
- (7) 各避難場所には貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めると共に、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (8) 指定された避難場所またはその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、

毛布等、避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

(9) 避難場所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

(10) 指定された避難場所及び避難所の周知を図るため、その旨を記した標識を設置するよう努める。

指定緊急避難場所一覧表 ----- 資料編 4-4

指定避難所一覧表 ----- 資料編 4-5

2 避難路の指定及び整備

市は、被災者が避難場所に安全に到達できるよう、避難路を指定し避難誘導の標識を設置する。また、避難路の指定にあたっては、次の事項を基本とする。

(1) 同一避難場所への道路は最小限度とする。

(2) 避難道路の交差はないものとし、一方通行を原則とする。

(3) 避難道路沿いには、高圧ガス施設等の危険物施設がないこと。

緊急輸送道路ネットワーク及び指定避難道路 ----- 資料編 5-11

市は、高齢者、障害者その他のいわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

第16節 生活の確保

地震・津波災害が発生した場合の生活を確保するため、平常時から次の措置をとる。

1 食料及び生活必需品等の確保計画

【関係機関】 県、市町、企業・事業所（輸送事業者・船舶会社・航空会社・日本郵便株式会社）、学校、日本赤十字社、自衛隊

(1) 計画の方針

ア 基本方針

(ア) 地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。

(イ) 市町は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない住民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、そのために必要となる燃料や物資等を緊急調達する。

(ウ) 市町は、燃料や物資等の供給、調達、輸送、配布代行等の支援を県に要請する。

(エ) 市町は、上記の責務を果たすため、別に協議して定める物資等の備蓄目標とお互いの分担割合に基づいて、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

イ 要配慮者に対する配慮策

(ア) 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量

を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。県には、市町への体制整備支援を要請する。

- (イ) 高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県には、市町の体制整備支援を要請する。

ウ 積雪時の対応

- (ア) 輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。
- (イ) 避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。
- (ウ) 避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

エ 夏季における対応

市町は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たっては、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

(2) 市民・企業等の役割

ア 市民の役割

- (ア) 各家庭において、家族の3日分程度の物資等の備蓄に努める。
- (イ) 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。
- (ウ) カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- (エ) 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- (オ) その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

イ 企業・事業所、学校等の役割

- (ア) 企業・事業者及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。
- (イ) 企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。
- (ウ) 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

(3) 市町の役割

ア 物資等の備蓄

- (ア) 県・市町の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。
- (イ) 住民が日常生活では通常使用しない備蓄しにくい発電機等の災害時必需品は、市町での公的備蓄に努める。
- (ウ) 備蓄物資は、極力避難所予定施設等にあらかじめ配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

イ 物資等の緊急供給体制の確立

- (ア) 事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- (イ) 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- (ウ) 地域の住民組織及び市町災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

ウ 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- (ア) 市町は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。
- (イ) 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

エ 市町地域防災計画で定める事項

- (ア) 物資等の備蓄計画（品目、数量、配置場所、調達、輸送、配布等）
- (イ) 物資等の配付担当部門及び責任者
- (ウ) 物資等の配付計画
- (エ) 物資等の緊急調達、輸送等の依頼先

2 食料・生活必需品等の供給計画

【関係機関】市災害対策本部、自衛隊、日本赤十字社、県・市社会福祉協議会

(1) 計画の方針

ア 基本方針

地震発生直後は、被災地の道路・空間を人命救助に最優先で充てるため、避難所等にあらかじめ配備されているもの及び緊急を要するものを除き、公的な物資等の輸送・配付は、概ね地震発生 12 時間後からとする。

(ア) 各主体の責務

a 市民の責務

地震発生から（流通機構の復活が見込まれる）3 日程度の間に必要な飲料水、食料及び生活必需品（以下「物資等」という）は、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

b 市の責務

- (a) 自ら物資等を用意できない被災者への供給を行う。
- (b) 職員の配置・巡回により避難者の需要を把握するとともに、必要に応じて県に職員の応援派遣等の要請をする。
- (c) 自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に物資等の調達、輸送の代行等支援を要請する。
- (d) 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(イ) 活動調整

市災害対策本部

(ウ) 達成目標

a 食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として1日3回提供する。

地震～12時間以内：市民による自己確保又は避難所等の保存食料

地震 12時間後～：おにぎり、パン等の簡単な調達食

地震 24時間後～：自衛隊等による配送食（暖かいもの）

地震 72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

b 生活必需品

医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね12時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね24時間以内に行うことを目標とする。

イ 要配慮者に対する配慮

(ア) 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（地震24時間後～）

(イ) 要配慮者用の生活必需品供給への配慮（地震24時間後～）

ウ 積雪時の対応

(ア) 市町は、現地炊飯開始の前倒し等、早期の温食提供を図る。

(イ) 市町は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

(2) 情報の流れ

ア 被災地から

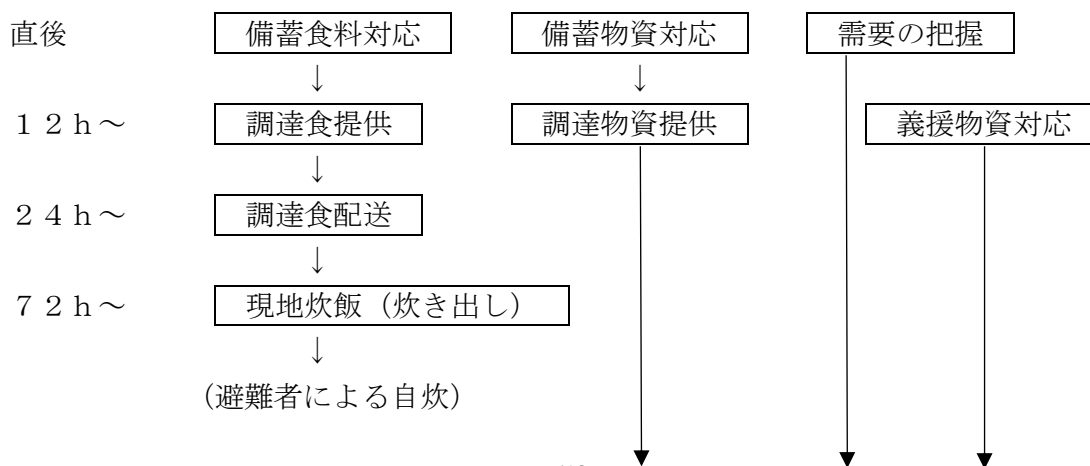
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者 → 市災害対策本部	被災地ニーズ
市災害対策本部 → 県災害対策本部	集約された被災地ニーズ
県災害対策本部 → 協力先企業、他県	調達情報

イ 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者 → 市災害対策本部	被災地ニーズ
市災害対策本部 → 県災害対策本部	集約された被災地ニーズ

(3) 業務の体系

☆地震発生





～2ヶ月

避難所の閉所（食料・物資提供の終了）

(4) 業務の内容

ア 備蓄食料・物資等による対応（住民避難 ～12h 程度）

実施主体	対 策	協力連絡先
被災者 自主防災組織	・市町の職員とともに避難所等の保存食料・物資を避難者に配分	市
市	・避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握 ・避難所での不足する物資等を他の保管場所から回送又は県若しくは日本赤十字社から緊急提供で補う	県 日本赤十字社 対馬市社会福祉協議会 区長等
県	・不足する物資等を市・避難所等への配送を要請する。	県トラック協会 自衛隊
日本赤十字社	・市の行政機能が低下している場合、要請を待たず物資支援を開始してもらう。	

イ 調達食・物資の提供（発災 12h～24h 程度）

実施主体	対 策	協力連絡先
市	・被災者ニーズを把握 ・避難所内外での避難者で物資等の供給を要する者に、物質等を提供する。 ・提供業者等の協力を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を提供する。 ・調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。	県災害対策本部 協定業者等 区長等
県	・不足する物資等を市・避難所等への配送を要請する。 ・市の行政機能が低下している場合、要請を待たず物資支援を開始してもらう。	協定事業者 他の都道府県

ウ 調理食配送による提供（発災 24h～72h 程度）

実施主体	対 策	協力連絡先
市	・被災者ニーズを把握し、必要食数を県災害対策本部に報告する。 ・日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需要調整を行う。 ・避難所内外の被災者への給食方法を調整する。	県 ボランティアセンター

県	<ul style="list-style-type: none"> ・市からのニーズを報告する。 ・自衛隊の給食支援を要請する。 ・炊飯部隊駐留場所を提供する。 	自衛隊
---	--	-----

エ 現地炊飯による提供（発災 72h 以降）

実施主体	対 策	協力連絡先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。 ・自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。 ・ボランティア等が実施する現地炊きだし等との供給調整を行う。 	県 ボランティアセンター

オ 被災者による自炊（発災 2週間 以降）

実施主体	対 策	協力連絡先
避難者	<ul style="list-style-type: none"> ・市の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。 	市
市	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の自炊の希望を取りまとめ、県に報告する。 ・調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。 	県

カ 義援物資の配布

実施主体	対 策	協力連絡先
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市受入物資を配布する。 ・物資が過剰にならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。 	ボランティアセンター 区長等 報道機関
県	<ul style="list-style-type: none"> ・義援物資の送付先の市の情報を提供する。 	自衛隊 運送関係業者

(5) 市町地域防災計画で定める事項

- ア 食料・物資の供給責任部門
- イ 避難所等への職員の配置
- ウ 避難所以外の避難者の状況把握方法
- エ 備蓄物資の配置計画

3 飲料水等の確保

(1) 市が実施すべき事項

- ア 水道の基幹施設の耐震化と復旧資機材の備蓄

イ 給水タンク、貯水に用いる容器等、応急給水資機材を整備すると共に、配水地の貯水槽緊急遮断弁の設置等の対策を実施する。

ウ 市民、自主防災組織に対し、貯水、応急貯水について指導を行う。

(2) 市民が実施すべき事項

ア 貯水すべき水量は1人1日3リットルを基準にし、世帯人数の3日分を目標とする。

イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

ウ 貯水に用いる容器は衛生的で安全性が高く、地震動にも水漏れ、破損しないものとする。

(3) 自主防災組織が実施すべき事項

ア 応急給水を円滑に行うために、給水班等の編成を準備しておく。

イ 非常時に利用予定の井戸、泉、河川、ため池、貯水槽の水は水質検査を実施して利用方法をあらかじめ検討しておく。

4 医療救護

(1) 市が実施すべき事項

ア 救護班の派遣等、医療救護計画を作成する。

イ 救護病院等の施設を点検し人員配置を調整する。

ウ 対馬市医師会等の医療関係機関と救護班編成及び医療品確保について協議する。

エ 救護所で使用する資機材の備蓄及び調達計画を作成する。

オ 重症患者の収容計画及び搬送計画を作成する。

カ 救護所等における被災者の健康対策並びに精神保健に関する計画を作成する。

(2) 市民が実施すべき事項

ア 軽症患者の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。

イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。

(3) 自主防災組織が実施すべき事項

ア 応急救護活動を行う救出救護班を編成する。

イ 担架、救急医療セット等の応急救護資機材等を整備する。

5 清掃、環境整備、保健衛生活動

(1) 市が実施すべき事項

ア 防疫薬剤の備蓄及び消毒用機器の整備

イ 災害時の環境保全と廃棄物の応急処理計画を定める。

(2) 市民が実施すべき事項

ア し尿、廃棄物の自家処理に必要な資材機材の準備

イ ペット動物の飼育に必要なえさや水の確保

第17節 避難所の設備及び機材の配置

市は、避難施設に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、必要なときは直ちに利用できるよう準備しておくものとする。

1 通信機材

- 2 放送機材
- 3 照明設備（非常用発電機）
- 4 炊き出しに必要な資機材及び燃料
- 5 給水用機材
- 6 救護所及び医療資機材
- 7 物資の集積場
- 8 仮設トイレ
- 9 掃除、防疫用資機材
- 10 毛布

第18節 燃料の確保

ガソリン、重油、軽油、灯油、LPガス（ボンベ及び器具）等の燃料供給に関し、使途関係団体の供給協定を締結するなど、優先的確保に努める。

第19節 緊急輸送活動体制の整備

1 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、空港、ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握する。また、地震等防災アセスメントの結果から被災危険を示し、代替ルート（海上・航空ルートも含む）の整備、指定の推進を図る。

2 緊急輸送道路の整備

緊急輸送路として、第1次、第2次緊急輸送道路を指定し、人員物資の輸送に支障のないよう整備を推進する。

緊急輸送道路ネットワーク及び指定避難道路 ----- 資料編 5-11

3 港湾施設の整備

港湾施設は、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、施設の耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理を行い、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するよう努める。このうち、人員・緊急物資・復旧用資材等の輸送の機能を確保するために、厳原港の耐震強化岸壁を整備しており、今後比田勝港においても同岸壁を整備する。

また、緊急輸送道路に接続する両港の臨海道路を人員物資の輸送に支障のないように整備を推進する。

災害時の拠点漁港港湾施設 ----- 資料編 5-12

4 漁港施設の整備

漁港施設は、水産物の供給基地としてのみならず、震災時には緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送を行う上で、きわめて重要な役割を果たすことから、施設の耐震・津波対策事業の計画的な実施及び的確な維持管理を行い、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保するよう努める。このうち、人員・緊急物資・復旧用資材等の海上輸送機能を確保するため、耐震岸壁等を整備する。

特に災害の拠点となる漁港においては整備を促進する。

災害時の拠点漁港港湾施設----- 資料編 5-12

5 ヘリポートの整備

緊急輸送、救援活動等において、緊急輸送道路の寸断などに対応し、空路を有効に利用するためにヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

6 空港施設の整備

航空機による人員・緊急物資等の緊急輸送体制を整備する。

第20節 災害防止事業

1 山崩れ、地すべり等の防止

地震による災害の発生を防止するために、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険箇所及び保安林または保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

2 津波による災害防止

津波による災害が発生する恐れのある地域における住民の生命・財産を保護し、避難の円滑化を図るために、河川・海岸・港湾・漁港施設の整備に努める。

第21節 医療・保健に係る災害予防対策

1 医療施設の災害に対する安全性の確保

市は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者（開設者）が実施する次の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること (2) 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと (3) 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること |
|---|

2 災害時医療体制の整備

- (1) 地域の医師会との連携

市は、災害時における医療の確保のため、地域の医師会との協定の締結等により、連携の強化を図る。

(2) 災害時情報網の整備

市は、広域災害・救急医療情報システム（コンピューター等を利用し、災害時に医療施設の診療機能等の迅速な把握が可能な救急医療情報ネットワーク）により、国・県間、県・市町村・保健所間、保健所・医療施設間等の災害時における情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(3) 医療機関の防災マニュアルの作成

すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え災害時における情報の収集・発信方法救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアル（以下「医療機関防災マニュアル」という。）の作成に努める。

3 災害時における救急患者等の搬送体制の確保

市は、災害時における救急患者及び医療活動従事者の搬送のため、平常時から、緊急輸送機関と協議のうえ陸路・海路・空路を利用した複数の搬送手段の確保に努める。

4 医薬品等の安定供給の確保

(1) 災害時情報網の整備

市は、医療機関、医薬品等関係団体、長崎県医師会、長崎県薬剤師会等と協力し、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の整備に努める。

(2) 災害時における医薬品等の搬送体制の確保

市は、災害時における医薬品等の搬送のための手段の確保に努める。

(3) 医薬品等の円滑な供給

市は、緊急用医薬品等を備蓄すると共に、「長崎県災害時医薬品等供給マニュアル」により医薬品等の円滑な供給を図る。

5 防疫に係る防災体制の整備

市は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研修会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。

6 個別疾患に係る防災体制の整備

(1) 人工透析

市は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応を含めた、災害時の人工透析医療を確保するため、県や社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼動状況の把握、並びに必要な水・医薬品等の確保に努める。

(2) 難病等

市は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼動状況の把握、

並びに必要な医薬品等の確保に努める。

第22節 応急救助等における防災体制の整備

1 災害時の応急救助に係る計画の整備

市は、災害救助法による応急救助の迅速かつ円滑な実施を資するため、適宜、対馬市地域防災計画を見直し、住民に対しその周知徹底を図る。

2 災害時の緊急物資調達計画の整備

市は、関係各部署において協議し、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料・医薬品・その他の物資についてあらかじめ備蓄または調達体制を整備しておく。必要量は地震等防災アセスメントから算出するなどして定める。

- (1) 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄拠点をもうけるなど、体制の整備を図る。
- (2) 市の備蓄拠点については、輸送拠点として指定し、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。
- (3) 物資の備蓄倉庫にあっては、防災基盤整備事業等により、計画的に整備を図っていく。
備蓄倉庫は、耐震・耐火性の高いものとし、避難所に予定されている施設等に分散配置するなどの措置を行い、リスクの分散や発災時の迅速な対応を図る。
また、個々の備蓄倉庫には単一物品のみを収納するのではなく、米、釜、燃料、水、毛布等、その倉庫だけで当面の生活確保が行えるような物品を収納するように留意しておく。
- (4) 市は、自己の保有する物資の備蓄状況について常に把握しておくと共に、県全域の備蓄状況について、県及び市町間において、平素から情報交換を行い、効果的な運用方法を検討しておく。

3 主要災害備蓄物資の確保計画

(1) 主要食料の確保

住宅の被災等による、食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対して、円滑に食料及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

ア 役割分担

(ア) 市の役割

市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるものとする。

(イ) 住民の役割

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに、個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うと共に、地域における住民相互扶

助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための、防災体制の構築に努めるものとする。

(ウ) 事業所の役割

市は市内の事業所等に対して、災害発生に備えて、社内備蓄を図るよう要請するものとする。

イ 食料の確保

市は、非常食の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行うものとする。また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておくものとする。

(ア) 米穀

県内の米穀について、農林水産省九州農政局長崎地域センターの保管在庫数量の把握に努める。

ウ 衣料、生活必需品の確保

(ア) 衣料、生活必需品等

災害に係る衣料、生活必需品等の救出物資については、被災者に対して給与または貸与できるよう、備蓄しておく。

エ 物資の集積、配送先の整備

市は、避難場所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地を定めるものとする。

オ 把握する物資

備蓄または供給協定を締結して調達等の可能数量を把握する物資は、次のとおりである。なお、供給可能数量については、毎年見直すこととする。

(ア) 食糧

精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン・パン、缶詰、牛乳・粉乳、その他必要な食料

(イ) 生活必需品

毛布、タオル、下着、トレーニングウェア、ゴザ、敷物、卓上コンロ、ボンベ、雨具類、軍手、紙オムツ（大人用）、紙オムツ（子供用）、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ・ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、その他必要な物資

(2) 医薬品の確保

災害のため医療機関が混乱し、罹災地の住民が医療の途を失ったような場合、応急的に医療を実施し、罹災者の保護を図る必要がある。このため、緊急用医薬品等については、迅速に供給できるよう、あらかじめ備蓄すると共にその流通状況を把握しておく。

また、災害時における防疫措置の徹底を図るため、防疫用医薬品を緊急に確保できるよう、あらかじめその流通状況を把握しておく。

第23節 生活福祉に係る災害予防計画

1 福祉部の防災体制の整備

福祉部は、災害を契機に新たに要配慮者となる者に対する、保健福祉のサービスの提供等、非常災害に際しては膨大な業務量进行处理することとなるため、以下の点に留意しつつ、可能な限り災害時の業務処理をルール化すること等により、防災体制の整備を図る。

- (1) 災害時の業務増を踏まえた十分なシミュレーションを行い、災害の発生により新規に発生する業務が適切に行われるよう、職員の確保や業務分担の確認等を行うこと。
- (2) 高齢者、障害者等要配慮者へ適切に対応するため福祉事務所等の相談機関や管下の保健福祉サービス事業者との連絡・連携体制を整備すること。
- (3) 必要に応じ、災害時における保健福祉行政に係る協力体制のあり方を含んだ市町間災害援助協定を締結すること等により、相互協力体制を確立すること。
- (4) 対馬市地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めること。

2 保健福祉事業者の災害に対する安全性の確保

- (1) 市は、保健福祉サービスの災害に対する安全性を確保するため、保健福祉サービス事業者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、指導・助言その他の支援を行う。
 - ア 国庫補助制度の積極的な活用等により、社会福祉施設等における耐震性その他の安全性を確保すること。
 - イ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
 - ウ 社会福祉施設等の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
 - エ 発災時において、既にサービスの提供を受けている者に対し、継続してサービス提供を実施していくため、入居者サービスに必要な物資の備蓄、施設の余剰スペースの把握、サービス事業者間における災害援助協定の締結等に努めること。
- (2) 市は、保健福祉サービス事業者に対して、社会福祉施設等における消火器具、警報機、避難用具等の整備保全及び電気器具、石油その他の危険物の適切な管理について指導する。

3 避難行動要支援者対策の強化

災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者にあつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平常時からの地域における支援体制づくりや、社会福祉施設等の防災対策の充実を図る。

津波浸水の恐れのある地域では、避難行動要支援者の情報入手や移動に係る

制約に配慮しつつ、高台や建物の上層階等安全な場所へ迅速に避難するという津波避難の原則に即して避難誘導を行えるよう留意する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、対馬市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(2) 事前の名簿情報の外部提供

市は、避難支援等に携わる関係者として市町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 情報伝達体制の確立

市は、災害発生時、緊急かつ着実な指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせる。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者のため、多様な情報伝達の手段を確保する。

(5) 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、避難行動要支援者やその家族が、災害時にとるべき行動等について、あらかじめ地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画を作成し、防災対策の充実を図る。また、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の個別計画の策定を進めていく。

(6) 避難行動支援に係る共助力の向上

市は、地域の特性を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療等の各分野間の関係者や機関、民間団体等が連携し、避難支援体制整備のための協議や研修、避難訓練等を通じて平常時から顔の見える関係作りを行い、地域全体での支援体制づくりを進める。

ア 社会福祉施設等における安全確保

市及び社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設や幼稚園、保育所における要配慮者への、安全確保対策を推進する。

(ア) 市は、要配慮者への対応を記載した地域防災計画を策定する。

(イ) 施設の管理者は、施設や設備等の常時点検に努める。

(ウ) 施設の管理者は、非常用食料等の備蓄を推進する。

(エ) 施設の管理者は、介護用品（紙オムツ、尿取パット、タオル）等の備蓄を推進する。

(オ) 施設の管理者は、あらかじめ入所者の避難誘導方法を定め、職員及び入所者に周知を図る。

イ 在宅要介護者等の安全確保

市は、在宅介護を要する障害者、常時単身又は、夫婦等で日常生活を営む高齢者について、日頃から安全確保の対策を講じておく。

(ア) 広報等による要配慮者、家族、地域住民に対する啓発活動を実施する。

(イ) 地域在住の要配慮者の把握と支援体制を確立する。

(ウ) 地域住民の発災時における要配慮者の避難等安全確保の協力を指導する。

(エ) 前記各号の実施に当たっては、特に視聴覚障害のために情報入手が困難な者に配慮して実施するものとする。

ウ 観光客・旅行者等の安全確保

市、防災関係機関、観光施設等の管理者は、地理不案内な観光客・旅行者等の避難など安全確保対策を推進する。

(ア) 避難経路の整備として、避難標識等を容易に判別できる表示とする。

(イ) 旅館・ホテル等の観光施設の管理者は、避難誘導体制等宿泊客の安全確保に努める。

(ウ) 観光客、旅行者への情報提供、帰宅手段の事前検討を行う。

エ 外国人の安全確保

市は、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。

(ア) 外国人への防災知識の普及として、外国語の防災パンフレットの作成を推進する。

(イ) 外国語通訳ボランティアの事前登録等、活動体制の整備を図る。

4 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

- (1) 市は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育に積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。
- (2) 市は「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、次のような整備を推進する。
 - ア 災害時のボランティアの窓口となるセクション（ボランティアセンター）の整備
 - イ ボランティア団体間のネットワークの確立
 - ウ コーディネーター養成
 - エ 医療・看護等専門分野のボランティアの登録等
- (3) 災害ボランティアの中核拠点となる支援組織として、長崎県社会福祉協議会（県民生活部県民協働課が窓口）が、対馬市社会福祉協議会と協力して次のような支援を行っていくこととなっている。
 - ア 災害ボランティアに関する受け付けやコーディネート
 - イ 情報の収集・提供
 - ウ 行政機関との連絡調整等

第24節 公共公益施設（ライフライン等施設）の災害予防計画

公共公益施設の被害を最小限にとどめるため、日頃から施設の耐震化、幹線系の複数系統化、広域応援体制の確立、他事業者間の連結等、非常体制の整備を図る。

1 上水道施設

- (1) 水道施設の耐震性の強化
水道事業者は、水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、日本水道協会制定の指針等によって十分な耐震設計及び施工を行う。
- (2) 広域応援体制の整備
水道事業者及び水道用水供給事業者は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく要請・応援等を行える体制を整備する。

2 下水道施設

- (1) 下水道施設の耐震性の強化
下水道事業者は、下水道施設の施工等に際しては、十分な耐震性を有するよう努める。
- (2) 非常体制の整備
下水道事業者は、大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、あらかじめ計画を策定するよう努める。

3 電力施設（九州電力送配電）

九州電力送配電株式会社 対馬配電事業所は、日頃から電力施設の設計、建設及び保守の面において、災害予防対策に万全を期し、地震災害による被害を最小限にとどめると共に非常災害対応体制を整備して、迅速な応急復旧活動に努める。

4 電話施設（西日本電信電話）

西日本電信電話株式会社 長崎支店は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に予防措置を講ずる。

第25節 相互応援体制の確立

1 県外への広域相互応援体制の整備

県外の市町村との相互応援協定の締結

市は、必要に応じ、県外の近隣市町村または友好市町村との間の相互応援協定を締結する。

2 県内への相互応援体制の整備

（1）県内相互応援（消防）

市は、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援をするため長崎県広域消防相互応援協定により相互応援を実施している。

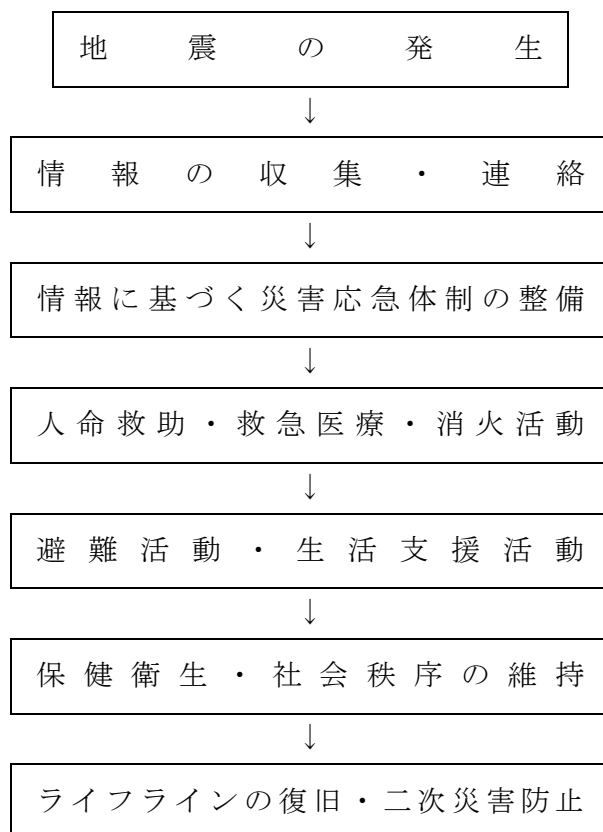
（2）県広域防災相互応援体制

市は、災害対策基本法第67条の規定に基づき、災害発生時の応急措置に関し他の市町の応援を要求できるが、要求に基づかない自主的な相互応援体制を整備するため、市町相互間の災害応援協定を推進する。

第3章 地震災害応急対策

災害応急対策計画は、地震の発生に際して、その機能を有効・適切に発揮し、市民の安全と被害者の救護を図ることを目的とする。

(災害応急対策)



第1節 防災関係機関の活動

各機関は、市内において地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期する。この場合において、各防災関係機関はその組織及び機能の総力をあげて災害応急活動を実施していく。

1 市が実施するべき事項

市長は、市内に地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき、その責務を遂行するため対馬市災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

(1) 地震発生初期の措置

市長は、対馬市内で概ね震度4以上の地震が発生した場合、次の措置を講ずる。

ア 地震及び気象に関する情報の収集

イ 被害状況の把握

市は、収集した被害状況を整理し、速やかに県に報告する。

(2) 津波注意報発令時の措置

長崎県壱岐対馬地域に「津波注意報」が発表された場合、「警戒本部」を設置し、情報の収集、被害状況の把握にあたる。

(3) 対馬市災害対策本部

対馬市災害対策本部の組織及び編成等は、「対馬市災害対策本部条例」等の定めるところによる。

ア 設置基準

設置基準はおおむね、次のとおりである。

災害対策本部

(ア) 市内に震度4の地震が発生した際及び津波注意報が発令された際は、災害警戒本部を設置し、関係機関との情報収集を行い、関係課長会議を開催し、協議のうえ、必要と認められる場合

(イ) 市内に震度5弱以上の地震が発生あるいは、壱岐対馬地域に津波警報（津波・大津波）が発表された場合

※対馬市災害対策本部を設置した際は、速やかに県に報告する。なお、解散したときも同様とする。

イ 廃止基準

(ア) 市内に災害の危険が解消したとき

(イ) 災害応急対策が概ね完了したとき

ウ 編成組織

対馬市災害対策本部の組織は、次のとおりである。

災害対策本部組織図-----資料編 1-3

エ 事務分掌

対馬市災害対策本部組織の事務分掌は、資料編のとおりである。

災害対策本部事務分掌-----資料編 1-4

オ 本部の設置及び廃止の伝達

災害対策本部の設置及び廃止については、総括班、総括係より各班に伝達する。

カ 本部設置の場所

災害対策本部は、本庁舎被災等特別な場合を除き、本庁舎内におき設置予定場所には通信施設を整備し、本部設置の決定があれば、直ちに使用できる状態にしておく。

キ 本部の事務処理要領

基本計画編に定めるところに準ずる。

(4) 職員の24時間体制の堅持

市においては、職員が24時間体制のもとに待機し、有事即応の体制をとる。また、長期化する場合は、ローテーションを組み、健康管理に注意する。

(5) 職員動員配備

職員の動員に関する計画は、本計画の定めるところによる。

災害対策本部を設置した場合の班員の配備体制は原則として、「災害対策本部事務分掌」のとおりとし、本部長の指令に基づき、各班長または本部長が災害の状況に応じて、本部指令を基準として、臨機応変に動員する。また、登庁後は、被災家族との連絡や、本部用食料、生活物資を確保し、対策に備える。

配備区分は、おおむね次の基準による。

第1号配備

比較的軽微な災害もしくは局地的な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、本部長が必要と認めるとき

第2号配備

相当の被害が発生し、又は発生する恐れのある場合で、本部長が必要と認めるとき（震度5弱・5強の地震発生及び津波警報）

第3号配備

特に甚大な被害が発生し又は発生する恐れがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき（震度6弱以上の地震発生の場合）

2 県の対応

県は、県内に地震災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害対策基本法第23条の規定に基づき、その責務を遂行するため県災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

県内に災害救助法が適用されたとき、知事（本部長）は、市町長（市町本部長）を指揮し、災害救助法に基づく救助事務を実施する。

第2節 情報活動

1 基本方針

地震発生時における、各種地震情報、津波情報、被害発生情報及び関係機関の実施する情報活動等は、応急活動を効果的に実施するためにも重要であり、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努める。

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と対馬市災害対策本部相互間の連絡を基本として、警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

2 地震・津波に関する情報の受理、伝達、周知

(1) 地震情報等の受理

ア 県災害対策本部から伝達される地震情報等の受理は、対馬市災害対策本部（災害対策本部設置前においては警戒本部または総務課）において受理する。

イ 震度情報ネットワークシステム

各市町に設置された地震計による、震度情報（震度及び地震発生時刻）が受理される。

(2) 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上、又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上、又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

長崎地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報の発表において、対馬市は「長崎県対馬」の区域に属する。

緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上、又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

注）緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では、緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

(3) 緊急地震速報以外の地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値の他、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。

遠地地震に関する情報	<p>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。</p>	<p>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。</p> <p>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。</p> <p>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	<p>顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。</p>

(4) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	<p>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時を除く） ・(担当地域で) 震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。） 	<p>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料

<p>地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)</p>	<p>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波警報・津波注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生 	<p>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料 ・地震解説資料(地域詳細版) 地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある)
<p>地震活動図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期(毎月初旬) 	<p>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、(毎月の都道府県内及び)その地方の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
<p>週間地震概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期(毎週金曜) 	<p>防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。</p>

(5) 津波警報等及び地震・津波に関する情報

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表す

る。

なお、長崎県沿岸は「長崎県西方」「壱岐・対馬」「有明・八代海」に分けられており、対馬市が属する津波予報区は「壱岐・対馬」である。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報 ※	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- (エ) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- (オ) 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(6) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 (注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 (注4)

(注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1

波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2 m以上	数値で発表
	0.2 m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

a 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。

同じ津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

b 津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

a 津波による潮位変化(第1波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに

数時間以上かかることがある。

- b 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- a 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- b 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(7) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(8) 地震情報等の伝達、周知

地震・津波等の情報は、次の手段を活用して、周知徹底を図る。

防災行政無線	主として、県と市町間及び防災関係機関の情報伝達に用いる。
J-ALERT (全国瞬時警報システム)	国からの情報発信により自動的に告知放送システムで、市内全域に情報伝達を行う。
緊急速報メール	携帯電話の一斉同報メールを活用し、緊急地震速報の他、避難情報等の災害時の緊急情報の伝達を行う。
その他の無線及び有線電話等	消防無線、災害応急復旧用無線、孤立化防止無線等あらゆる機関の無線通信を活用し、情報の伝達を行う。また有線電話等についても活用を図る。
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。
自主防災組織を通じたの連絡	主として市町が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
広報車、有線放送等の活用	特定の地域内に情報を伝達する場合に活用する

気象庁震度階級関連解説表	資料編	2-1
長崎地方気象台が発表する気象情報の伝達系統図	資料編	2-2
津波警報・注意報の伝達系統	資料編	2-3
地震・津波の情報の伝達系統	資料編	2-4

3 情報収集

(1) 被害状況及び災害応急対策に関する情報

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおり。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 火災の発生状況と延焼拡大状況
- エ 交通規制等道路交通状況
- オ 観光客等の状況
- カ 自衛隊活動状況
- キ 避難状況
- ク 避難の勧告、指示または警戒区域設定状況
- ケ 避難所の設置状況
- コ 避難生活の状況
- サ 生活必需物資の在庫及び供給状況
- シ 物資の価格、役務の対価動向
- ス 医療救護施設の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況
- セ ガス、水道、電気等生活関連施設の状況
- ソ 復旧見込み等

(2) 情報収集手段

県、市、防災関係機関は、通信手段を確保すると共に、情報収集・伝達要員を24時間体制で確保して、迅速かつ適切に情報収集に努める。

対馬市災害対策本部では、防災行政無線、消防無線及び自主防災組織を通じるなど、市における情報収集手段を用いながら迅速な情報の収集に努める。また、インターネット等を活用し、広く情報を収集していく。

(3) 応急対策活動情報の収集、連絡

ア 市は県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡する。また、県は自ら実施する応急対策の活動状況等を市町に連絡する。

イ 県、市町及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(4) 災害対策本部に対する報告及び要請

ア 対馬市災害対策本部は、対馬振興局を通じ必要な情報について速やかに県災害対策本部に対し報告し、または要請する。

主な報告及び要請すべき事項

- (ア) 緊急要請事項
- (イ) 被害状況
- (ウ) 市の災害応急対策実施状況

イ 防災関係機関は、必要な情報について速やかに災害対策本部に対し報告を行う。
主な報告すべき事項

- (ア) 緊急要請事項
- (イ) 被害状況
- (ウ) 災害応急対策実施状況

第3節 災害広報計画

本計画は、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、災害の形態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するよう、その広報及び報道の内容を定めるものとする。

1 市の広報対応

市は、次の事項に注意して、広報活動を実施する。

- 流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図ると共に、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要であり、住民からの問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備していく。
- 管内の各防災関係機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して速やかに広報を行う。
- 地域住民における第一義的な広報機関として、積極的な広報を行い、震災後の時間の経過と共に適宜内容を変えて実施する。

(1) 広報事項

広報事項については、以下のとおりの事項等について行うが、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供し、その際、高齢者、障害者、観光客、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

- ア 災害対策本部の設置
- イ 地震被害に関する状況
- ウ 余震の状況
- エ 二次災害の危険性に関する情報
- オ 津波に関する状況
- カ 安否に関する情報
- キ 市及び防災関係機関の応急措置に関する事項
- ク 避難の勧告、避難場所の指示
- ケ 電気、ガス、水道等供給の状況
- コ 防疫に関する事項
- サ 火災状況
- シ 医療、給水実施状況
- ス 道路、河川等の公共施設被害
- セ 道路、交通等に関する事項
- ソ 一般的な住民生活に関する情報
- タ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- チ 民心安定及び社会秩序維持のため必要な事項

(2) 広報実施方法

広報の実施にあたっては、あらゆる広報媒体を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行い、災害の状況を考慮して行う。

- | | |
|---|-----------------|
| ア | IP告知放送等の施設による広報 |
| イ | 広報車による広報 |
| ウ | 報道機関を通しての広報 |
| エ | 広報紙の掲示、配布 |
| オ | 広域避難所への広報班の派遣 |
| カ | 総合案内所、相談所の開設 |
| キ | 自主防災組織を通じての連絡 |

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

市においては、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応できるような総合案内所、相談所等を設置するが、その施設は、専用電話を備えた窓口を設置すると共に、人員の配置等体制の整備を図る。

2 住民等の情報入手方法

住民等は、各人がそれぞれ次の手段により情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

手 段	内 容
ラジオ、テレビ	津波に関する情報、知事・市長の放送要請事項、地震情報等、交通機関運行状況等
IP告知、有線放送、広報車	市内の情報、指示、指導等
緊急速報メール	緊急地震速報、津波に関する情報、災害・避難に関する情報
自主防災組織を通じての連絡	対馬市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン	津波警報、火災の発生の通報

第4節 自主防災活動

住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、地震発生時における地域の自主防災組織が行う活動について定める。また、市は、各地域における自主防災組織に対して当計画に準じて活動に取り組むよう推進していく。

1 組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営し、組織内における活動分担に沿って自主防災活動に取り組む。

2 情報の収集・伝達

市からの地震等情報が、正確に全家庭に伝達されているか IP 告知放送等を通じて確認に努める。

- (1) 地震や津波に関する情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。
- (2) 応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。

3 初期消火活動

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備体制をとり、初期消火・出火防止に努める。

4 防災用資機材の配備活用

防災倉庫等に保管中の資機材を必要な場所に配備すると共に、必要な応急措置を実施する。

5 避難誘導活動

あらかじめ決められた各地区の避難路に沿って、避難所までの誘導を行うが、避難路・避難所については、被災の状況に応じて変更されることも考えられ、地区のリーダー、市と十分に連絡を取り合っ、避難誘導に努める。また、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等要配慮者に対して十分に考慮し、優先的な実施に努める。

6 救出救護活動

災害時における病院・医院の緊急体制、市における救護所の設置場所等を確認し、負傷者の救出、救護所への搬送、救護活動を行う。

7 給食給水活動

飲料水や食料などを確保し、避難所等において被災者に対し、配分・炊き出し等を実施する。

8 家庭内対策等

家庭内では、次の事項について各家庭へ呼びかけ、二次災害の防止、出火防止等に努める。

- (1) 家具類の固定状況を確認する。
- (2) タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理および窓ガラスにガムテープを貼る等の安全対策を施す。
- (3) 火気危険物の除去、消火器の確認および水のくみおき等出火の防止対策を施す。
- (4) 備蓄食料・飲料水の確認をする。

第5節 緊急輸送活動

災害応急対策実施にあたり、救急・救助・医療・消火活動を迅速に行い、緊急物資を円滑に供給するため、交通を確保し、緊急輸送を行う。

交通の確保、緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 市の緊急輸送対応

(1) 緊急輸送対策の基本方針

- ア 地震発生後、緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行うものとし、市内において食料その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、長崎県災害対策本部と協議し、緊急輸送を行う。
- イ 輸送活動を行うにあたり、市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するために必要があるときは、災害対策本部において調整を行うものとし、この場合、次の点に留意して調整を行う。

- (ア) 人命の安全
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象

輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、おおむね以下のとおりとする。

ア 第一段階

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資・消防水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (イ) 災害対策要員（政府関係・地方公共団体）、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (ウ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (エ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第二段階

- (ア) 第一段階の続行
- (イ) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第三段階

- (ア) 第二段階の続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 生活必需品
- (エ) 遺体（親族への引き渡し、火葬のための搬送）

(3) 輸送体制の確立

県及び市は輸送にあたっては、緊急輸送ルートの本化や長期化した際の需要と供給の調整に努める。

ア 輸送の方法

- (ア) 陸上輸送
- (イ) 海上輸送
- (ウ) 航空輸送

イ 輸送手段の確保

- (ア) 市有車両の活用
- (イ) 民有車両の借り上げ
- (ウ) 定期旅客航路の予備船等の借り上げ
- (エ) ヘリコプターによる空中輸送体制の確立
- (オ) 県に対する自衛隊の地震防災派遣要請の依頼
- (カ) 燃料等の確保のための関係業界への協力要請

2 市及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 市

- (ア) 市の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市が行うことを原則とする。
- (イ) 市長は、自衛隊等の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (ウ) 緊急輸送の方針・輸送する人員、物資については、県に準じる。

(2) 防災関係機関

地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。

3 交通の確保対策

(1) 陸上交通の確保

ア 陸上交通確保の基本方針

- (ア) 道路管理者は、道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区間を定めて道路の通行を禁止または制限する。この場合、通行の禁止または制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- (イ) 対馬南警察署並びに対馬北警察署、道路管理者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- (ウ) 道路管理者は緊急輸送路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう必要な措置を行う。

イ 交通規制の実施

対馬南警察署並びに対馬北警察署は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域または道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止しまたは制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

緊急交通路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、被災地への流入車両等を抑制するため必要があるときは、被災地域周辺の県警察と共に、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

さらに、災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送の必要性に配慮するなど、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

ウ 緊急通行車両

緊急通行車両の確認事務は、対馬南警察署並びに対馬北警察署において行う。

エ 交通規制の周知徹底

対馬南警察署並びに対馬北警察署は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域または道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

オ その他緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通管制施設の活用

対馬南警察署並びに対馬北警察署は、交通規制を実施するため、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めると共に、これらを活用する。

(イ) 放置車両の撤去等

対馬南警察署並びに対馬北警察署は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとると共に、警察車両による緊急車両の先導等を行う。

(ウ) 運転者等に対する措置命令及び措置

a 対馬南警察署並びに対馬北警察署は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあるとき認めるときは、車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられたものが、移動等の措置をとらないときまたはその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置をとることができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむをえない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

b 自衛隊法第 83 条第 2 項の規定「災害派遣」により派遣を命じられた部隊等の自衛官は警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを

命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。

- c 消防吏員は、警察官がその場にはない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、または自ら移動等の措置をとることができる。
- d 自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちにその旨、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- e 警察官がその場にはない限り」の運用については、次のような点に留意して行う。
 - (a) 権限を行使すべきまさにその場にいる警察官の全てが、例えば負傷していること、他に緊急の業務に専念しなければならない事情があること。
 - (b) 遠方に警察官がいても、車両その他物件が自衛隊用または消防用緊急通行車両の通行の妨害となっていることを認識しておらず、即座にその旨を当該警察官に伝達することが困難と認められる場合。
 - (c) 倒壊した建物、大量の瓦礫等の障害物により警察官が権限を行使する地点に至ることが困難と認められる場合。

カ 関係機関等との連絡

対馬南警察署並びに対馬北警察署は、交通規制にあたって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つ。

(2) 海上交通の確保

ア 情報の収集

市は、運輸局、海上保安部、自衛隊、漁業協同組合等の協力を求め、海岸施設、港湾施設、漁港施設の被害状況、水路、航路標識の異常の有無、港内の状況等について情報の収集を行う。

イ 海上交通の規制

- (ア) 対馬海上保安部は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構築物及び流出した船舶、木材、筏等が船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限または禁止する。
- (イ) 対馬海上保安部は、海難船舶、漂流物または沈没した物件等が船舶交通に障害になる場合は、これらの所有者に除去を命じまたは勧告を行う。
- (ウ) 対馬海上保安部は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

ウ 海上交通確保の措置

(ア) 海上交通の調整

市は、対馬海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、本土との海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

(イ) 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。

(ウ) 海上自衛隊に対する支援要請

市長は、油の流出による火災の鎮圧、水路・航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について県を通じて、自衛隊に対し応援を要請する。

(エ) 対馬海上保安部等は、水路の水深に異常が生じたときは、必要に応じ港湾管理者連携し検測を行い、標識等の設置により航路の安全を確保する。

(オ) 海上保安部等は、航路標識が損壊または流出したときは速やかに復旧に努める他、必要な応急措置を講ずる。

(カ) 対馬海上保安部は、警報の伝達、排出油の防除、危険物の保安、海難救助等の適切な措置を講ずる。

(キ) 対馬海上保安部に対する支援要請

市長は、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のための必要な措置の実施について対馬海上保安部に応援を要請する。

(3) 航空輸送の確保

ア 市は、陸上交通の途絶等に伴い、緊急に航空輸送が必要なときは、県災害対策本部に対し、輸送条件を示し航空輸送の要請を行う。

県災害対策本部においては、県防災ヘリコプターの活用を図ると共に、必要に応じ、自衛隊・海上保安部に対し、航空輸送の出動要請を行う。

イ 地震等により、飛行場等空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告すると共に、関係機関と相互の連絡を密にして、効果的な応急復旧を行う。

ウ 市においては、ヘリコプター離着陸地及び離着陸適地の中から臨時ヘリポートを開設すると共に、その周知徹底を図る。

第6節 自衛隊の支援

派遣要請の要領については、「基本計画編 第3編災害応急対策計画 第1章活動計画 第3節 自衛隊要請計画」による。

第7節 広域応援活動

1 県に対する応援要請

市長は、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする経路
- オ その他応援に関し必要な事項

2 他の市町長に対する応援要請

市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、市町間で締結した災害時の応援協定に基づき、他の市町長に応援を求めることができる。

この場合、応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意すると共に、必要な応援を実施する。

3 応援要員の受け入れ体制

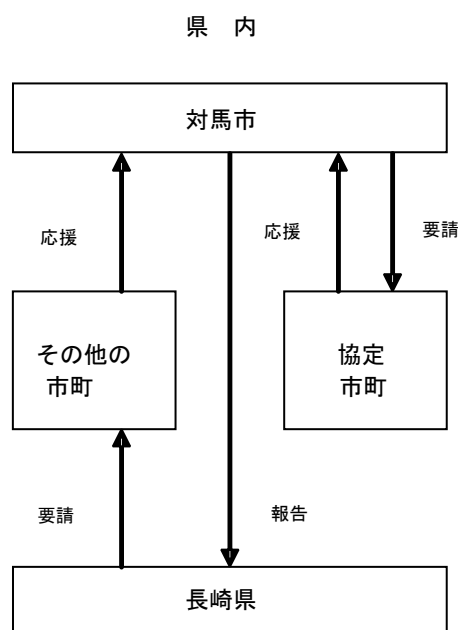
防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、知事及び市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

4 消防の支援

市長は被災地以外の市町に対し、相互応援協定に基づき、消防機関による応援を要請し、要請を受けた市町は迅速かつ円滑な措置をとる。

(1) 応援要請の手続要領

ア 応援要請の手順は次の系統図により行う。



イ 市が他の市町に対して応援要請をしようとするときは、あらかじめ（止むを得ない場合においては事後に）下記事項を県に対し、報告しなければならない。

- (ア) 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- (イ) 火災の状況
- (ウ) 気象関係
- (エ) 今後の判断
- (オ) 応援消防力及び必要機材
- (カ) その他の必要事項

なお、報告要領については電話、FAX等適宜な方法により実施する。

(2) 応援消防力

他市町に対する応援可能な消防力の規模については、市現有消防力のおおむね3分の1以内とする。

(3) 応援部隊の任務

火災現場に到着した応援部隊の長は、直ちに現地の最高指揮官に到着申告を行って、その指揮下に入り、担当すべき部署について指示を受けなければならない。

5 自衛隊の支援

自衛隊の支援については、「基本計画編 第3編災害応急対策計画 第1章活動計画 第3節自衛隊要請計画を参照のこと。

第8節 災害の拡大防止活動

1 消防活動

地震が発生したときは、各地に同時に火災が多発する可能性が大きく、次の基本方針により消防活動を行う。

(1) 基本方針

ア 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、発災後初期段階においては、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。

イ 地域の住民は協力して可能な限り消防活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。

ウ 地震発生数時間後、電気の回復による出火やガス配管の破損による引火等により出火する事例を踏まえ、震災後数日間は、火災警戒を怠らないよう一般への広報に留意する。

(2) 消防本部及び消防団の活動

ア 火災発生状況の把握

市は、速やかに区域内の火災の全体状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行う。

消防長は常備消防、消防団長は日常備消防を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防長は地震発生の際の火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- (ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。
- (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要

- に応じ、避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。
- (ウ) 危険物の漏洩等により災害が拡大しまたはその恐れがある地区は、住民等の立ち入り禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (エ) 救援活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (オ) 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。

(3) 事業所の活動

事業所においては、地震発生時において、次の措置を講ずる。

ア 火災予防装置

火気の消火及びLPガス等の、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流失等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災装置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。また、必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講じる。

- (ア) 周辺地域の居住者に対して避難等の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。
- (イ) 立入禁止等の必要な防災措置を講じる。

(4) 自主防災組織の活動

ア 各家庭におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施し、その点検、確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消防活動に努める。

ウ 消防隊が到着したときはその指揮に従う。

(5) 市民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断すると共にLPガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消防活動を行う。

2 水防活動

地震による、津波及び洪水に対する水防活動を行う。

(1) 水防管理者の活動

ア 地震による津波、洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められる時、知事または水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨、当該地域を管轄する警察署長に通知する。

イ 水防管理者、消防機関の長は水防上危険な箇所を発見したときは直ちに、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないように努める。

ウ 河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

(2) 水防活動の応援要請

市長は、必要があるときは、次の事項を示し、自衛隊の派遣、または警察官の出動を県に要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ その他応援に関し必要な事項

3 人命の救出、救急活動

震災のため、倒壊家屋の下敷きになるなど、生命身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にあるものに対し、捜索または救出、救急活動を行い、その者の保護を図る。

(1) 救出活動の実施者

- ア 救出は原則として、市長、消防機関、警察機関、海上保安部が実施する。
- イ 初期の活動として、住民及び自主防災組織は自発的に被災者の救出、救急活動を行う。
- ウ 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者は、救出を実施し、または市長等に協力する。
- エ 災害対策本部内等に実動機関の調整の場を設け、関係機関の責任者は、相互の情報交換、捜索の地域分担等を行うことにより、効率的な活動を行うものとする。

(2) 救出対象者

- ア 火災の際に火中に取り残された場合
- イ 地震または地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
- ウ 流失家屋と共に流され孤立した地点に取り残された場合
- エ 山津波により生き埋めになったような場合
- オ 地震、津波等災害により海上または沿岸において遭難した人命、船舶、航空機あるいは陸上災害により海上に流失したような場合
- カ 災害のため生死不明の状態にある者で、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、または生存が明らかでない者

(3) 救出の方法

ア 市の救出活動

- (ア) 市は、救助・救急隊の体制や消防団の所有分を含む車両船舶、特殊機械器具ロープ等の資機材の確保等の、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の構築し、風速かつ的確な救出活動に努める。その際、孤立集落、離島や長期湛水による孤立地域への救助・救急活動についても考慮

するものとする。

(イ) 消防機関を主体とした救出班を編成し、救出作業を実施する。

(ウ) 市による救出が困難なときは、速やかに隣接市町、警察、自衛隊等の応援を求める。

イ 県警察の救出活動

(ア) 広域緊急援助隊等の投入

把握した被害情報に基づき、迅速に広域緊急援助隊及び機動隊等を被災警察署に出動させる。

(イ) 警察署における救出

被災地を管轄する警察署の署長は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ自署員及び応援機動隊員等により救出部隊を速やかに編成する。また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮する。

ウ 海上保安部の救出活動

(ア) 巡視船艇または海上保安官により保有の救難資機材を使用して海上または沿岸における遭難者等の救出にあたる。

(イ) 巡視船艇により、海上における行方不明者等の搜索を実施し救出にあたる。

エ 自主防災組織の救出活動

自主防災組織は、組織内における被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努め、要救出者を発見した場合は、迅速に救出活動を行い、市、消防機関 対馬南並びに北警察署等に連絡し、早期救出に努める。

オ 県の救出活動

知事は、市町から救出活動について応援を求められた場合は、その状況に応じて、次の措置を実施する。

(ア) 他の市町長に対し応援を指示する。

(イ) 自衛隊に対し派遣を要請する。

(ウ) 救出活動の総合調整を行う。

(エ) 災害救助法に基づく救出を行う。

(4) 救急活動

ア 初期救急活動

被災地における、住民や、自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当ての実施に努める。

イ 市の救急活動

医療機関、運輸機関等の協力を求め救急活動を実施すると共に、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とするときは、市町応援協定に基づき、県及び近隣市町に対し、応援出動を要請する。

ウ 県の救急活動

(ア) 救急患者の受け入れ体制や高度な医療が必要な患者の転院搬送等について、医療機関、運輸機関等との総合調整を行う。

(イ) 市からの要請により、救急患者の緊急搬送、遠隔地搬送が必要な場合、県防

災ヘリコプターの活用を図ると共に、自衛隊に対して搬送要請を行う。
 (ウ) 他の医療機関の応援を必要と認める場合は、市町間及び九州山口9県災害時相互応援協定に基づき、県下市町及び協定県に対して応援出動を要請する。

4 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の地震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

- ア 県及び市は、建築技術者等を活用して被災建築物等の判定を速やかに行うと共に、必要な措置を講ずる。
- イ 市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認する。

5 二次災害の防止

余震または降雨等による水害、土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講ずる。なお、災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(第9節「避難活動」参照のこと。)

実施者	実施内容
県及び市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次災害的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事 適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ○ 余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行う。 ○ 高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うと共に、必要に応じて、応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。
危険物施設等の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物施設等及び火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設等の管理者は、爆発等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、爆発の恐れが生じた場合は、速やかに関係機関に連絡する。
県、市及び事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質の漏洩を防止するため、施設の点検、応急措置関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
県警察	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次災害の危険場所等を把握するため 警察署ごとに調査班を編成し住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。また、把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示の発令を促す。

第9節 避難活動

地震災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関が連絡調整を密にし、避難誘導対策を推進する。

1 避難指示及び誘導

地震・津波等災害時、以下のような状況が認められる場合、当該住民に対して、避難のための指示を行う。

- 同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合
- ガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予想される場合
- 崖崩れ、津波等が発生したとき、余震あるいは降雨等により二次的な水害、土砂災害等の危険が予想される場合
- 津波の発生により、住民等の生命及び身体に対する危険が予測される場合
- その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められる場合

(1) 実施者

実施者	規制の内容及び実施方法
市長	危険が切迫した場合には、市長は地域防災計画に定められた各地域の避難先を定めて、避難のための指示を行う。この場合、市長は直ちに知事に報告する。
警察官又は海上保安官	市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は住民等に対して避難指示を行う。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに市長に通知する。
自衛官	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で警察官がその現場にいない限り、危険が切迫している者に対し、避難の措置を講ずる。
県知事又はその命を受けた職員	災害の発生により、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難の指示を代行する。 また、洪水もしくは高潮の氾濫又は地すべりの危険が著しく切迫していると認められる場合は、水防法 22 条又は地すべり等防止法 25 条に基づき、知事又はその命を受けた職員が避難の措置を講じる。

(2) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

- ア 要避難地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

2 警戒区域の設定

地震等災害時、または津波の発生等により、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められる場合、警戒区域を設定する。

実施者	規制の内容及び実施方法
市長	(1) 市長、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講じる。
警察官又は海上保安官	(2) 市長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うと共に、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

注) 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む）が、現場にいないとき、又は市長から要請のあったときは、警察官又は海上保安官は警戒区域を設定する。

3 避難誘導方法

避難誘導にあたっては、市は、あらかじめ定められた地域防災計画の避難誘導方法に基づき行うものとし、各消防団、自主防災組織との連絡を密にし、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努め人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。また、その際は避難誘導等の災害応急対策に従事する者の安全確保にも十分配慮して実施する。

(1) 第一次避難

災害が事前に予想されるときは、あらかじめ要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）を優先的に避難させる。

(2) 第二次避難

災害が発生した場合または事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

(3) 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先または、指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船艇等を利用する。

(4) 避難の際の心得を平素から自主防災活動やリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

(5) 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

(6) 県警察の対応

地域住民等の避難誘導等にあたり、次の事項に留意する。

ア 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

イ 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等の要配慮者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど要配慮者に十分配慮する。

ウ 大規模災害発生時に危険物施設、火災原因となる恐れのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等の危険箇所において、大規模な火災、有害物質の漏洩、爆発等の二次災害が発生し、また、当該施設の管理者等から二次災害発生のおそれのある旨通報を受けた場合は、交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。

- エ 外国人、出張者及び旅行者等の避難支援等の適切な対応に努める。
- オ 避難の支援を行う者の避難に要する時間、その他安全な避難の確保に配慮するものとする。

4 収容者

- (1) 避難命令が発せられた場合、または緊急避難の必要に迫られ、住居を立ち退き避難した者。
- (2) 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、日常の居住の場所を失った者。

5 避難所の設置

- (1) 避難所の開設については、原則として市の責務とする。
- (2) 市は、避難が行われるときは直ちに避難所を開設すると共に、避難場所等をすみやかに被災者に周知する。また、必要により公営住宅、公的宿泊施設等の幹旋、体育館、公民館等の施設を確保する。
- (3) 市は、避難所を設置した場合は、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保すると共に、避難の長期化に際しては、必要に応じ、プライバシーの確保等に配慮する。
- (4) 市は、それぞれの避難所ごとに避難所責任者を決め、避難者の便宜を図り、連絡調整を行う。
- (5) 市は、避難者等の協力を得つつ、負傷者、災害による遺児、衰弱した老人、障害者等の要配慮者の所在の把握に努め、必要な保健福祉サービスが受けられるための連絡調整等を行う。
- (6) 市が避難所を開設したとき、速やかに県本部に連絡すると共に、災害の規模等により必要があるときは、野外収容施設の設置を県本部に依頼する。
- (7) 県は、市長の報告により、避難所の開設状況を把握しておくと共に、要配慮者が、必要な保健福祉サービスを受けられるための連絡調整を行う。また、必要に応じて野外収容施設の資機材の調達及び設置にあたる。
- (8) 運営は、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力のもとに行う。

6 観光客対策

観光施設、ホテル等の管理者は、観光客等に対し避難所、避難経路を確実に教示すると共に、誘導責任者を付して避難対象地域外へ避難させる。避難中の住民も付近に避難中に観光客がいた際は、必ず声をかけて一緒に避難させる。

避難後は、帰宅をすすめる若しくは、離れた別の受け入れ場所に移動させる。

第10節 社会秩序を維持する活動

1 県

(1) 県民への呼びかけ

知事は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し、または生ずる恐れがあるときは、県民のとるべき措置等について呼びかけを行う。

(2) 生活物資の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

ア 生活物資の価格及び需要動向の把握に努める。

イ 特定物資の指定等

状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告または公表を行う。また、特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗または倉庫の立ち入り調査を実施する。

ウ 関係機関等への協力要請

国、他の都道府県、事業者団体等に対し、必要に応じ協力要請を行う。

エ 物資収容等の措置

物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令、物資の収容等の措置をとる。なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り、協力を求める。

(3) 国に対する緊急措置の要請

知事は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰、金銭債務の履行困難等、経済秩序が混乱しまたは混乱する可能性が高く、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合は、国に対して緊急措置の実施を要請する。

2 警察

被災後の住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行うとともに、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保ち、住民等の不安感の軽減に努める。

3 市

(1) 住民に対する呼びかけ

市長は、当該市の地域に流言飛語を始め各種の混乱が発生し、または混乱が発生する恐れがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について、呼びかけを実施する。

(2) 県に対する要請

市長は、当該地域の社会秩序を維持するため、必要と認めるときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。

第11節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたした被災者に対して行う食料その他の生活必需品、飲料水及び燃料の供給、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、死体捜索並びに応急住宅の確保について県、市、自主防災組織、市民等が実施する。

1 食料・生活必需品の確保

(1) 県が実施すべき事項

- ア 県は、市から緊急物資の調達または斡旋の要請があったときは、調達または斡旋に努める。
- イ 緊急物資の調達先は、原則として、あらかじめ供給協定を締結した緊急物資保管者とする。これによっても不足するときは、県内の他の緊急物資保管者から調達する。
- ウ 緊急物資の輸送は事情の許す限り当該物資調達先に依頼する。当該物資調達先に依頼できないときは、基本計画編第3編の災害応急対策（輸送計画）の定めるところにより輸送する。
- エ 災害応急対策が完了するまでの間、必要に応じて協定に係る緊急物資の在庫量の把握を行う。
- オ 県は、必要に応じ、保管命令、収容等物資の供給を確保する措置を講ずる。
- カ 県は、県内で調達が困難な緊急物資について、九州・山口各県に応援要請を行う、また、必要に応じ、国に対し調達または斡旋を要請する。
- キ 災害救助法に基づく県の実施事項は、基本計画編第3編の災害応急対策に準じること。

(2) 市が実施すべき事項

- ア 緊急物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した緊急物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の緊急物資保有者から調達する。市は、必要に応じて次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。

- (ア) 調達斡旋を必要とする理由
- (イ) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (ウ) 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- (エ) 連絡課及び連絡責任者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) 経費負担区分
- (キ) その他参考となる事項

- イ 緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うと共に、自主防災組織（または被災住民）の協力を求め、公平の維持に努める。
- ウ 市は、食品の必要供給量を避難所責任者からの情報等により把握し、公共施設の調理設備の利用等による炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。
- エ 市は、学校、社会福祉施設及び公共施設の調理設備の利用、避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努める。
- オ 市は、被害の規模等に応じ必要と認めるときは、被災住民等地域住民の協力を得る等により、食品の提供のための体制を緊急整備する。

(3) 市民及び自主防災組織

- ア 緊急物資は、家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は市が支援する。
- イ 自主防災組織は、市が行う緊急物資の配分に協力する。
- ウ 自主防災組織は 必要により炊き出しを行う。

(4) 日本赤十字社長崎県支部

日本赤十字社長崎県支部が備蓄している非常災害用救援物資をあらかじめ定められた配分基準により、速やかに被災者に配分する。

(5) 農林水産省、経済産業省

県から緊急物資の調達について協力要請があったときは、緊急物資を斡旋、もしくは調達する。

(6) その他

この節に定めのない事項は、基本計画編 第3編 第10章「救助計画」に準ずる。

2 給水活動

(1) 県

- ア 知事は、市町から飲料水の調達について、斡旋の要請があったときは、隣接市町、自衛隊・九州・山口各県または国に対し協力要請する。
- イ 知事は、市町から応急給水を実施するため必要な資機材等の調達について要請があったときは、市町間の調整を行い、必要なときは国に対して調整の要請を行う。
- ウ 災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努めると共に、その適切な実施を図るための指示、指導を行う。

(2) 市が実施すべき事項

- ア 飲料水の確保が困難な地域に対し給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示し、県に調達または斡旋を要請する。

- (ア) 給水を必要とする人員
- (イ) 給水を必要とする期間及び給水量
- (ウ) 給水する場所
- (エ) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- (オ) 給水車のみ借り上げの場合は、その必要台数

- ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。
- エ 地震発生後約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は災害発生から3日間1人1日当り3ℓ、その後は20ℓを目標とし、飲料水の供給期間については上水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。
- オ 災害救助法に基づく飲料水の供給に係る応急救助の実施事項は、「基本計画編 第3編 災害応急対策」に準じることとする

(3) 市民及び自主防災組織

- ア 地震発生後3日間は貯えた水等をもって、それぞれの飲料水を確保する。
- イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

- ウ 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。
- エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

3 燃料の確保

(1) 県が実施すべき事項

- ア 知事は、市町から炊き出しに必要なL Pガスの調達について、斡旋の要請があったときは、(社)長崎県プロパンガス協会に対し、その調達の協力要請を行う。
- イ 知事は、市町から炊き出しに必要な器具等の調達について要請があったとき市町の調整を行い、必要とする器具の販売または取扱事業所等に対し、調達の要請を行う。

(2) 市が実施すべき事項

- ア 市長は、炊き出しに必要なL Pガス及び器具等の支給または斡旋を行う。
- イ 市長は、炊き出しに必要なL Pガス及び器具等の調達ができないときは次の事項を示し県に調達の斡旋を要請する。

(ア) 必要なL Pガスの量

(イ) 必要な器具の種類及び個数

(3) 市民及び自主防災組織

地域内のL Pガス販売業者等の協力を得て、使用可能なL Pガス及び器具等を確保する。

4 廃棄物処理

(1) 廃棄物処理に係る防災体制の整備

ア 一般廃棄物処理施設の耐震化等

- (ア) 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅牢化等を図るよう努める。
- (イ) 市は、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備及び燃料タンク等の整備や、断水時に機器冷却水等に利用するための地下水や河川水の確保に努める。
- (ウ) 県は、市町が行う一般廃棄物処理施設の耐震化に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

イ 災害時応急体制の整備

市は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。
 県は、市町間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

- (ア) 廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- (イ) 仮設便所やその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うと共に、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- (ウ) バキュームカー、清掃車を確保する。
- (エ) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うと共に、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- (オ) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の一時保管場所である仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

(2) 廃棄物の処理

ア 被災地の状況把握

県は、発生直後から、市町を通じて、施設の被害状況、仮設便所の必要数、生活ごみの発生見込み、建物被害と瓦礫の発生量見込み等について情報収集を行う。

イ 災害による廃棄物の処理

- (ア) 市は、地域防災計画に基づき災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- (イ) 市は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両が不足する場合には県に対して支援を要請する。
- (ウ) 県は、県内の市町及び関係団体に対して、広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。
- (エ) 県は、環境省に被害状況等の報告を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、全国的な支援の要請等を行い、派遣可能な人員・機材のリストの提供を受け、近隣県に支援要請を行う。

ウ 仮設便所等のし尿処理

- (ア) 市は被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うと共に、仮設便所の設置を出来る限り早期に完了する。
なお、仮設便所の設置に当たっては、障害者への配慮を行う。
- (イ) 市は、水道や下水道の復旧に伴い水洗便所が使用可能になった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

エ 生活ごみの処理

市は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案し、遅くとも災害発生数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。

オ がれきの処理

- (ア) 市は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図ると共に、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
- (イ) 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し木材やコンクリートのリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。

5 死体の捜索及び処理

(1) 県が実施すべき事項

- ア 市町から要請があったときは、死体の捜索及び処理に必要な要員の派遣、死体処理器具・資材・遺体搬送車両、火葬場等の調達または斡旋を行う。
- イ 市町から要請があったとき、必要に応じて大規模な死体収容所を設置する。
- ウ 災害救助法に基づく県の実施事項は、「基本計画編 第3編 災害応急対策」に準ずるものとする。

(2) 市が実施すべき事項

- ア 警察官及び海上保安官の協力を得て、死体の捜索を行う。

イ 死体の氏名等の識別を行った後、親族などに引き渡す。相当期間引き取り人が判明しない場合は所持品等を保管のうえ火葬する。

ウ 市長は、死体の捜索、処理、埋葬について、市のみで対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (ア) 捜索、処理、埋葬別とそれぞれの対象人員
- (イ) 捜索地域
- (エ) 必要な輸送車両の数
- (オ) 死体処理に必要な機材、資材の品目別数量

(3) 県警察

地方公共団体等と協力し、または必要に応じて他の都道府県警察に応援を要請するなどして、死体見分要員・場所等を確保すると共に、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。

6 応急住宅の確保

(1) 県が実施するべき事項

ア 応急仮設住宅の設置

- (ア) 県は、応急仮設住宅の建設用地として被災市町内の公有地の確保に努めると共に、災害の規模、態様に応じ、他の市町有地、国有地、企業等の民有地の提供を受けること等により、必要な用地の確保を行う。
- (イ) 県は、被災者の実態把握に基づき、速やかに応急仮設住宅の設置計画を策定する場合において、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、被災者に係る世帯人員数や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努める。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設にあたっては、原則として県があらかじめ協定した団体の協力を得て行うが状況により必要と認めた場合は、市長が行うことができる。
- (エ) 県は、必要に応じ九州・山口9県災害時相互応援協定に基づき、応急仮設住宅の提供及び建設要員の派遣を要請する。

イ 応急仮設住宅の入居者の認定

県は、市町が行う入居者の認定について指導助言を行う。また、状況により認定事務を県が行う。

ウ 住宅の応急修理

県は、建築業関係団体等の協力を得て、住宅が半壊または半焼したもののうち、自らの資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者に対し、居室、炊事場、便所等の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について応急修理を行う。状況により必要と認めた場合は、これを市長が行うことができる。

エ 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

- (ア) 県の実施する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な建築資機材は建築業関係団体等に協力を求めて調達する。また、建築業者が不足するときは、他の都道府県または市町長に協力を求める。
- (イ) 県民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、県内において建築資機材または建築業者が不足し、市町から斡旋の要請があるときは、知事は前項の団体等に対して協力を要請する。

(ウ) 資機材の輸送については、原則として、当該物資発注先に依頼する。

なお、当該物資発注先において輸送できないときは、基本計画編第3編の輸送計画の定めるところにより輸送する。

オ 住居等に流入した土石等障害物の除去

県は、市町から要請があったときは、障害物除去要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋を行う。

カ 建築相談窓口の設置

対馬振興局等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。

(2) 市が実施するべき事項

ア 応急仮設住宅の設置

(ア) 市は、応急仮設住宅の設置を行うこととされた場合は、建築業関係団体等の協力を得て建設する。

(イ) 応急仮設住宅の建設用地は、あらかじめ定めた建設予定地のうちから災害の状況に応じて選定する。

イ 応急仮設住宅の入居者の認定

市は、応急仮設住宅を大量に設置した場合の入居事務については、その事務処理体制の整備、必要な職員の配置等を図り、被災者の入居が遅滞なく、かつ、公平に行われるよう努める。

この場合において、入居決定にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者の実態に応じた配慮を行う。

なお、市は、入居事務について必要に応じて県に応援を要請する。

ウ 住宅の応急修理

住宅の応急修理を行うこととされた場合は、建築業関係団体の協力を得て、応急修理を行う。

また、応急修理の対象者の認定は、自らの資力では住宅の応急修理ができない者を対象に認定する。

エ 建築資材及び建築業者の調達、斡旋

市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、または建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して、県に斡旋または調達を要請する。

(ア) 応急仮設住宅

- a 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- b 設置を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

(イ) 住宅応急修理の場合

- a 被害戸数（半焼、半壊）
- b 修理を必要とする住宅の戸数

- c 調達を必要とする資機材の品目及び数量
- d 派遣を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

市長は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者または建築資機材の供給が不足する場合についても、県に斡旋または調達を要請する。

- オ 住宅等に流入した土石等障害物のため日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによっては対応できないときは、次の事項を示して県に応援を要請する。

- (ア) 除去を必要とする住家戸数（大規模半壊、半壊、準半壊、床上浸水別）
- (イ) 除去に必要な人員
- (ウ) 除去に必要な期間
- (エ) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (オ) 除去した障害物の集積場所の有無

- カ 建築相談窓口の設置

市役所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応じる。市長は、この事務について、市職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

7 県警察による被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用するなどして、適切な伝達に努める。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮した伝達を行う。

(2) 相談活動の実施

災害発生時には、被災者の安否確認等の相談に応じるため、各種相談窓口の設置に努める。さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による、相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進する。

(3) 多様な手段による情報伝達

地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察本部、警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙や交番速報、ファックスネットワーク等を活用し、あるいは自主防犯組織等を通じるなどして幅広く伝達する。

第12節 医療・保健に係る対策

1 被災地の状況把握

県及び被災地域保健所は、情報を迅速かつ正確に把握するため、被災市町、基幹災害医療センター、地域災害医療センター、日本赤十字社長崎県支部、長崎県医師会、長崎県歯科医師会、民間医療機関、医薬品関係団体等から次の事項について情報収集を行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災地の医療・保健行政機能の被害状況 (2) 被災地域医療施設の被害状況、稼働状況 (3) 医療機関の患者受け入れの状況 (4) 職員の被災状況、稼働状況 (5) 医薬品等及び医療用資機材の需給状況 (6) 施設への交通状況等 |
|--|

2 被災地における医療の確保

(1) 救護所及び避難所救護センターの設置

ア 保健所及び市は、被災状況等を勘案し、適時適切な場所に救護所及び避難所に併設して被災者に医療を提供する施設（以下「避難所救護センター」という。）を設置し、運営する。なお、救護所及び避難所救護センターを設置した場合は、設置場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。

イ 避難所救護センターの設置運営にあたっては、次の点に留意する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難所救護センターに配置する医師については、当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適宜適切な対応を行う。 (イ) 必要に応じ、県歯科医師会の協力のもと、歯科巡回診療車の配備及び携帯用歯科診療機器の確保等を行う。 |
|---|

(2) 保健医療活動従事者の確保

ア 保健所は、救護班の編成等に必要な医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等の保健医療活動従事者の数及び不足数について迅速な把握に努める。

イ 県は、保健所の調整機能が失われている場合には、保健医療活動従事者の確保のための必要な支援を行う。

ウ 県は、不足する保健医療活動従事者の確保のため、九州・山口各県に派遣を要請する。

エ 県は、広域災害・救急医療情報システム等により、必要に応じ、医療ボランティアの活用を図る。

(3) 救急患者及び医療救護班の搬送体制の確保

ア 九州厚生局、日本赤十字社長崎県支部、国立病院・療養所、県、保健所または市は、災害拠点病院等への救急患者の搬送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に車両、ヘリコプターによる救急搬送体制の確保を要請する。

イ 九州厚生局、日本赤十字社長崎県支部、国立病院・療養所、県、保健所または市は、医師、看護師等の救護班の緊急輸送について、必要に応じ、緊急輸送関係機関に要請する。

(4) 医療施設への電気、ガス、水道の確保

- ア 被災地域内の医療機関は、建物・医療設備の被害の応急復旧を実施すると共に、必要に応じ、電気、ガス、水道等のライフラインの応急復旧について、ライフライン事業者へ要請する。
- イ 保健所及び市は、医療施設の電気、ガス、水道等のライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるようにライフライン事業者へ要請する。
- ウ 保健所及び市は、ライフラインの復旧までの間、医療施設への水の供給及び自家発電用の燃料の確保を図るための必要な措置を講ずる。
- エ 県は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

(5) 医療機器の修理及び交換

県は、必要に応じ、被災地内の病院等に設置されている医療機器の修理・交換を医療機器関係団体等に要請する等支援を行う。

3 救護班の派遣等

- (1) 日本赤十字社長崎支部は、あらかじめ県と締結した委託契約に基づき状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。
- (2) 県内の国立病院・療養所及び長崎大学医学部附属病院は、状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。この場合において、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。
- (3) 保健所・市は、必要に応じて、被災地域医師会・地域災害医療センターまたは県に、災害派遣医療チーム及び救護班の派遣について要請する。
- (4) 県は、必要に応じて、速やかに基幹災害医療センター、被災地域外の地域災害医療センター、長崎県医師会、または九州・山口各県に救護班の派遣について要請する。また、長崎県医師会は、緊急やむを得ない場合は、状況により、自らの判断に基づき速やかに救護班を派遣する。なお、自らの判断により救護班を派遣する場合は、派遣場所及びスタッフの概要等の情報を速やかに県に通知する。
- (5) 救護班は、避難所等に開設する救護所等において次の救護活動を行う。

- ア 患者のトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）
- イ 応急的な医療
- ウ 助産（分娩の介助、分娩前後の処置）
- エ 死体の処理（死体の識別等のための処置、検案）

- (6) 救護班の派遣に係る調整は、次により行うことを基本とする。

- ア 被害の規模、状況等を勘案して保健所による調整が十分可能であると認められる場合には、保健所が行う。
- イ 被害の規模、状況が甚大である場合、保健所の機能等に甚大な被害が発生している場合等保健所自らが当該調整を行い得ない場合には、県が、保健所と協力し、これを行う。
- ウ 県は、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動が必要と判断した場合は、厚生労働省、九州・山口各県の協力を得て、保健所、被災地域医療施設等に対し、当該後方医療活動を行い得る医療施設を紹介し、及び連絡調整等必要な支

援を行う。

4 保健師・管理栄養士等による健康管理

(1) 保健所及び市は、次により被災者の健康管理を行う。

- ア 別途策定する実施計画に基づき、保健師・管理栄養士等による保健指導及び栄養指導等を実施し被災者の健康管理を行う。
- イ 被災者及び救護活動従事者等の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センターを中心にメンタルヘルスケアを実施する。
- ウ 特に、避難の長期化に伴う避難者の健康状態の悪化、インフルエンザ等の流行、ストレス障害等が生じないように配慮して、避難所への避難者及び在宅や車中泊避難等避難所以外の場所への避難者に対してエコノミークラス症候群対策などの健康管理及びメンタルヘルスケアを実施する。

(2) 県は、被災者等の健康管理に際し、被災地域の保健師・管理栄養士等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、長崎県看護協会、長崎県栄養士会または九州・山口各県に保健師・管理栄養士等の派遣を要請する。

5 医薬品等の供給

(1) 被災地の状況把握

県は、医師会、薬剤師会、医薬品卸業組合等を通じ、被災地内の医薬品の在庫、需給状況を把握する。

(2) 医薬品等の確保及び供給

- ア 県は、被災市町から医薬品の調達について要請があったときは、災害用の備蓄医薬品等の活用や長崎県医薬品卸業組合等への供給要請を行う。
- イ 県は、被災市町から血液の供給の要請があったときは、長崎県赤十字血液センター、長崎県赤十字血液センター佐世保出張所に協力を要請する。

(3) 医薬品の仕分け及び管理

県、市は、救護所、医療品等集積所、避難所等における医薬品等の仕分け・管理及び服薬指導の実施について、長崎県薬剤師会に要請し、医薬品等の迅速な供給及び適正使用を図る。

6 防疫対策

県及び市は、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、次の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。

- ア 県は、被災市町に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を図る。
- イ 県は、被災市町から要請があったときは、防疫に必要な器具機材等の調達・要請を行う。
- ウ 県は、防疫に必要な器具機材等が不足する場合は、必要に応じ、九州・山口各県に対して速やかな応援要請を行う。
- エ 市は、避難所の簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。また、避難所の施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努

める。

7 個別疾患対策

(1) 人工透析

ア 県及び市は、公益社団法人日本透析医会が県に伝達する人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、広報紙、報道機関を通じて、的確な情報を提供することにより、慢性腎障害患者、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対し、人工透析受療の確保を図る。

イ 県は、公益社団法人日本透析医会が提供する透析医療機関における水・医薬品等の確保に関する情報に基づき、必要な措置を講ずる。

(2) 難病等

ア 県は、難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握すると共に、広報紙、報道機関等を通じて的確な情報を提供することにより、難病患者の受療の確保を図る。

イ 県は、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずる。

8 食品による健康被害防止対策

県は、被災者等の食品による健康被害防止対策として、食中毒予防についての周知を図るとともに以下の対策を行う。

保健所等による、ボランティア等の食事提供者及び被災者に対する食中毒防止に対する指導・助言

9 動物対策

(1) 犬・猫等の保護対策

市は、犬・猫等の保護対策として、住民へ愛玩動物保護管理についての周知を図ると共に、以下のような対策を行う。

ア 救援（給餌）対策
イ 放置された犬等の保護収容対策
ウ 保護収容施設の対策
エ 保護管理動物の疾病予防及び治療

(2) 死亡獣畜等対策

市は、死亡した獣畜の処理にあたっては、関係法令に従い、死亡獣畜取扱場の除外申請書を知事に提出する。死亡家禽については、保健所の指導のもと所有者の農地等で消毒した後埋却し、処理の場所について届け出る。

第13節 福祉に係る対策

1 福祉部の体制

(1) 非常災害の発生に際しては、膨大な種類と量の業務が発生することから、市においては、

災害の規模及び市における行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意し、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- ア 災害発生により新たに発生する食事・物資の分配業務、遺体の取扱業務等の災害救助関係業務と並行して、障害者、高齢者、乳幼児等に対する福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるよう、業務処理体制の確保に努める。
- イ 近隣市町民生部局と災害援助協定を締結している場合にあっては、速やかに応援を要請する。
- ウ 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他県の市町村民生部局職員の応援を要請する。
- エ 応急仮設住宅における保健福祉サービスの実施に代表されるように、災害発生後一定の期間経過後に開始されるべき業務が数多く存在することから、時間の経過と共に変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意し、対策を講ずる。

(2) 県は、被災市町が実施する前項の措置に関し、他県・市町村への協力要請等を行う。

2 要配慮者に係る対策

(1) 非常災害に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることに鑑み、市は、以下の点に留意し、要配慮者対策を実施する。

- ア 在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし老人、障害者、難病患者、乳幼児等の名簿を利用する等により、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。
- イ 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとること。

- 避難所へ移動する。
- 社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- 居宅における生活が可能の場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握を行う。

ウ 要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2~3日目から、すべての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始すること。

(2) 県は、被災市町が実施する前項の措置に関し、他県・市町村への協力要請等を行う。

3 社会福祉施設等に係る対策

(1) 被災社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに入所者の安全

を確保する。

- (2) 被災地に隣接する社会福祉施設等は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常用生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、県・市等に支援要請する。
- (4) 県・市は、以下の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行う。

- ア ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるよう事業者へ要請する。
- イ 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講ずる。
- ウ ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

- (5) 県は、必要に応じ、九州・山口各県に応援を要請すると共に、措置決定の弾力的運用等について国へ要請する。

4 障害者及び高齢者に係る対策

- (1) 県・市は、避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意し、障害者及び高齢者に係る対策を実施する。

- ア 被災した障害者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- イ 掲示板、広報誌、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した障害者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設およびサービスに関する情報等の提供を行う。
- ウ 避難所等において、被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を整備する。
- エ 被災した障害者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。
- オ 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- カ 避難所や在宅における障害者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

- (2) 前項に掲げる措置に関し、近隣県・市町村への協力要請、関係団体等の調整を行う。

5 児童に係る対策

- (1) 県・市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、被災県・市に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見すると共に、その実態把握を行う。

ウ 被災県・市町民生部局は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握しその情報を親族等に提供する。

エ 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受け入れの可能性を探ると共に、児童養護施設への受け入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、母子寡婦福祉資金の貸付を積極的に行うなど社会生活を営む上での経済的支援を行う。

(2) 県は、被災児童の精神不安定に対応するため、児童相談所において、メンタルヘルスケアを実施する。

(3) 県・市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけると共に、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

第14節 応急教育活動

小・中・高等学校の児童生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け、正常な教育活動を行うことが困難となった場合に可能な限り応急教育を実施する。

1 応急教育計画の作成

公立学校の校長は、市または県の教育委員会と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。

(1) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。

(2) 応急教育の計画

ア 教職員を動員し施設、設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、応急仮設校舎を建設すると共に、必要があるときは市または地域住民等の協力を求める。

イ 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、すみやかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

ウ 全生徒を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業または地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。

エ 児童生徒を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。

オ 教育活動の再開にあたっては、児童生徒の登下校時の安全確保に留意する。

(3) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難実施等措置者に対し、その利

用について必要な指示をする。

イ 学校管理に必要な教職員を確保し、施設、整備の保全に努める。

ウ 避難生活が長期化する場合においては、応急教育活動と避難活動との調整について市と必要な協議を行う。

(4) 施設及び教職員の確保

知事または県教育長は、応急教育実施のための施設または教職員の確保等について市、市教育委員会、または県立学校の要請により必要な措置を講ずる。

(5) 教科書、学用品等の給与に関する措置

災害救助法に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、基本計画に準ずる。

2 高校生の災害応急対策への協力

高等学校において登校可能な生徒を、教職員の指導監督のもとに学校の施設、設備等の応急復旧整備作業に協力させる。また状況に応じ、地域における応急復旧または救援活動等に協力するよう指導する。

第15節 公共施設、設備等の対策

道路、海岸、港湾、漁港、河川、放送施設等の公共土木施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるので、市は、これらの施設管理者及び関係機関と密接な連携をとり応急措置を講ずると共に、早期の復旧に努めるものとする。

1 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努めるものとする。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、応急工事を施工する。

(3) 道路交通に支障となる物件

緊急に交通を確保しなければならない道路に、通行の支障となる物件がある場合は対馬南警察署・対馬北警察署の立会を求め、直ちに撤去するものとする。

2 海岸、港湾、漁港、河川等

(1) 応急措置

市及び海上保安部は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、対馬市地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行うものとする。また、施設管理者は、対馬市水防計画に基づき、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行うものとする。

(2) 応急復旧

施設の管理者、対馬海上保安部等は、被害状況の調査を実施し、次の応急対策を実施すると共に、必要に応じて航行規制等の処置をとるものとする。

- ア 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施
- イ 緊急海上輸送の支援
- ウ 水防上危険であると思われる箇所の水防活動の実施
また、必要に応じて土木建築業者の協力を得る。

3 公園緑地

(1) 応急措置

公園管理者等は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行うものとする。

4 農地、農業用施設

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図ると共に、必要に応じて住民に広報するものとする。

(2) 応急復旧

農業用施設の被災状況を調査し、早期復旧に努めるものとする。

第16節 防災関係機関の講ずる災害応急対策

1 水道

- (1) 災害の発生状況に応じて送水を停止するなど、必要な措置を講ずる。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (3) 給水車の配置、配管の仮設等による応急給水に努める。
- (4) 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するための水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。
- (5) その他、基本計画編 第3編 第13章「水道施設災害応急対策計画」に準ずる。

2 下水道

- (1) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。
- (2) 管渠の閉塞防止の応急措置を行う。
- (3) 終末処理場、汚水処理場等の機能回復のため、必要な措置を講ずる。
- (4) 地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するための下水道管の破損等によ

る二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

3 電 気

(1) 災害時の電力供給

地震災害により電力供給施設に被害を受けた場合は、「非常災害対策措置要則」に基づき復旧体制を確立し、被害状況の把握に努めると共に、電力供給のために必要な措置を講ずる。

(2) 被災施設の調査と災害復旧

災害発生後速やかに被災施設の調査を行い、その状況から最善の復旧計画を立案し、社内外からの動員及び起動力の活用等総力をあげて復旧に努める。

(3) 電力施設の災害予防措置

電力施設の災害予防措置としては、電気設備技術基準と防災業務計画により、地理的条件等を考慮して設計、建設及び保守の面にわたり対策を講じている。

また、非常災害が予測される場合は、必要に応じ適切な予防措置をとり、災害の未然防止、または拡大防止に努める。

4 ガ ス

(1) ガス事業者がガス工作物の被害状況を把握し、その内容により、ガスの供給を停止することもある。また、マイコンメーターによる供給停止を行う。

(2) LPガスは、安全が確認されるまで使用しないように広報する。

(3) LPガスの、安全点検を実施する。

(4) 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。

(5) 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

5 通 信

(1) 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため次の必要な措置をとる。

ア 臨時回線の設定、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ超小型衛星通信方式・衛星携帯電話等の運用、臨時公衆電話の設置。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとる。

ウ 防災関係機関が設置する通信網との連携協力

(2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。

(3) 通信の早期疎通を図るため工事業者に出勤を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。

6 放 送

(1) 放送機器の障害及び中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用して放送の継続確保を図る。

- (2) 応急復旧に必要な資機材の確保及び機器、設備等の機能回復の措置を講ずる。
- (3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。
- (4) 放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (5) 放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

7 市中金融

- (1) 福岡財務支局長崎財務事務所は日本銀行長崎支店とも協議のうえ、必要と認められる範囲内で、次の金融上の諸措置を講ずるよう、民間金融機関を指導する。

- ア 預金通帳、印鑑等を紛失した際の預貯金の払い戻しについての特別取扱い
- イ 定期預金及び定期積金の中途解約、これを担保とする貸出の実行等についての特別取扱い
- ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後、交換持ち出し、不渡り処分猶予等
- エ 営業時間延長、休日臨時営業等

- (2) 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。
- (3) 災害復旧に必要な資金の融通のための、迅速、適切な措置を講ずる。

8 道路

- (1) 道路管理者は、相互に連携し道路施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- (2) 道路管理者は、相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。
- (3) 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講じる。
- (4) 交通信号機が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

9 旅客船

- (1) 早期運行の再開を期するため、船舶の修理、機器設備等の機能回復に必要な措置を講ずる。
- (2) 海上運送事業者は、防災関係機関の要請に基づき、災害応急対策に協力する。

10 空 港

空港における地震災害応急対策については、「基本計画編 第3編 第18章空港災害対応対策計画」を準用する。

- (1) 空港事務所は、相互に連携し液状化の有無、施設の点検巡視を行い被害箇所を迅速に把握する。
- (2) 空港事務所は、早期運行の開始を期するため、機能回復に必要な措置を講ずる。

第17節 自発的支援の受け入れ

大規模災害の発生の際には、国内外からの善意の支援申し入れが寄せられるが、県、市においては適切に対応する。

1 ボランティアに係る対策

(1) ボランティアセンターの設置

- ア 長崎県社会福祉協議会、対馬市社会福祉協議会は、被災状況を確認のうえ、必要に応じて、災害時のボランティア活動の拠点として「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」を活用し、それぞれボランティアセンターを設置・運営する。
- イ 県、市は、長崎県社会福祉協議会及び対馬市社会福祉協議会と連携して、ボランティアによる支援活動を実施する。

(2) ボランティアの受け入れ

災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル（平成27年3月）」に基づくものとする。

- ア 災害発生後、各地からのボランティアの問い合わせに対しては、対馬市社会福祉協議会及び対馬市災害対策本部福祉保健対策部へ連絡する。
- イ 庁内の災害ボランティアに関する総合窓口である福祉保健対策部は、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、対馬市社会福祉協議会に適正な情報提供を行うほか、物品やボランティア活動拠点の提供・斡旋などボランティア活動の状況に応じた必要な支援に努める。

(3) ボランティア活動の内容

地震災害時に行う主なボランティア活動の内容は、以下のとおりである。

- ア 安否確認（要配慮者等）
- イ 避難誘導
- ウ 情報の収集・提供
- エ 行政機関との連絡調整等
- オ 炊き出し
- カ 物資運搬
- キ 救援物資の集配
- ク ボランティアセンターの運営協力

（危険が伴う作業、医療行為は専門ボランティアが行う。）

(4) 海外からの支援受け入れ

国の関係省庁と協議のうえ、支援を受け入れる。また、支援を受け入れない場合は、速やかに関係省庁に対し、通報する。

第4章 地震災害復旧計画

第1節 被災者の生活確保

1 職業安定に関する計画

(1) 職業斡旋計画

地震により、離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、長崎労働局及び公共職業安定所は、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握すると共に、必要に応じて次の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

- ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- イ 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設
または巡回職業相談の実施
- ウ 職業訓練受講の指示に関する特例措置
- エ 災害救助法が適用され、市長から労務需要があった場合の労務者の斡旋

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

(3) 被災事業主に関する措置

災害により労働保険料を所定の期限まで納付することができない事業主に対して申請に基づき必要があると認める場合は、労働保険料の納付の方法の特例措置により納付の猶予を行う。

2 租税の徴収猶予及び減免に関する計画

(1) 県が実施すべき事項

県は、被災した納税者または特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。） または納付もしくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。

(2) 市が実施すべき事項

市は、被災者に対する市税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置に関する計画を樹立しておく。

3 社会保険に係る計画

被保険者及び年金受給者等に対して、できる限りの行政サービスを確保するため、厚生労働省及び社会保険事務局との協議、指示により、県は、次に掲げる事項について、必要に応じて、弾力的かつ機動的な対応を行う。

特に、国民健康保険及び介護保険について、同様の措置を採ることができるよう、市町等に対し、指導・助言を行う。

(1) 県と国の共通業務

ア 医療保険関係

医療保険における健康保険被保険者証再交付業務、現金給付の支給業務などを迅速に処理するほか、必要に応じ、健康保険被保険者証の提示の手続きの簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等について、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応する。

イ 保険料関係

健康保険等の保険料に係る納期限の延長や国民年金保険料の免除について、必要に応じた措置を講ずる。

ウ その他

(ア) 各種届書の添付書類の簡素化を図るなど弾力的な運用に努める。

(イ) 災害による特例措置の実施等について、チラシの配布やポスターの掲示を行うほか、地元新

聞やラジオ等を積極的に活用し、被保険者、年金受給者等への周知を図るものとする。

(ウ) 災害により、混乱している被保険者、年金受給者等に安心を与えるため、医療保険業務における災害復旧対策に関する周知、適切な手続き等を図ることができるよう、必要に応じた、医療保険に関する総合的な相談窓口を設置する。

(2) 県の業務

介護保険関係

市町等が条例に基づき保険料の減免・徴収猶予並びに自己負担の減免の措置を講じることができるよう市町等に対し指導・助言を行う。

(3) 国の業務

ア 船員保険関係

船舶所有者の事業所等が被災したことにより、休業し、報酬を受けることができない被保険者について、失業保険金の支給の特例等の立法措置を行われる場合には関係機関との連絡調整を図りながら、法律の運用方針に沿って実施する。

イ 年金関係

支払通知書または年金証書を亡失した場合でも受給者が年金を受け取ることができるよう郵便局及び金融機関と調整を行うほか、年金証書の再交付業務、諸変更処理を迅速に処理するなど年金受給者が確実に年金を需給できるように努める。

また、災害により遺族となった者等を把握し、これらの者に対し遺族年金等の裁定請求を行うよう助言する。

さらに、被災した市町から要請がある場合には、国民年金に係る市窓口業務について支援する。

第2節 地域医療の確保

1 医療施設の復旧

県・保健所は、医療施設の被害状況の調査等を実施し、速やかな復旧に努める。

なお、復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震・耐火性、不燃堅牢化について配慮する。

2 地域医療の確保

県・保健所は、救護所等による医療から通常地域医療へ円滑な移行が図られるよう努める。

第3節 失業回復等の資金確保

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずると共に、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

1 農林漁業関係の資金融通

- (1) 天災融資資金
- (2) 日本政策金融公庫資金
- (3) 農業近代化資金・長崎県災害対策特別資金
- (4) 沿岸漁業等振興資金、漁業近代化資金

2 商工業関係の資金融通

- (1) 政府系金融機関の災害融資及び既借入金の償還の猶予
- (2) 県制度資金による災害融資及び既借入金の償還猶予並びに利子、保証料に対する補助
- (3) 災害関係特例保証
- (4) 災害復旧高度化融資

3 住宅関係の資金融通

- (1) 災害御日住宅資金
- (2) 災害特別貸付

4 福祉関係の資金融通

福祉関係の資金融通については、第4節「義援金の配分」を参照のこと。

第4節 義援金の配分

1 義援金の配分

県及び市は、義援金については、以下の義援金募集配分計画により募集及び配分を行う。

○ 義援金募集配分計画

本計画は、原則として大規模災害による被災者に対する義援金の募集、保管及び配分方法についてあらかじめ定めるものとする。

(1) 実施機関

県、市、日本赤十字社長崎県支部、長崎県共同募金会、長崎県社会福祉協議会

(2) 募集要領

各実施機関を構成団体とする、義援金募集（配分）委員会を組織し、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得ながら応募について周知を図る。

(3) 保管

個人、法人及び各種団体等から送付された被災者等に対する義援金は、各実施機関において受領し、義援金受付簿において管理すると共に厳重に保管する。

(4) 配分

各実施機関で受領した義援金は、これを一括し、義援金募集（配分）委員会において、配分方法を決定し、市を通じ被災者に配分する。

2 義援物資の受け入れ

県または市は、関係機関の協力を得ながら、義援物資について受け入れを希望するもの、受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を国の非常本部等並びに、報道機関を通じて、国民に公表する。

また、現地の受給状況を勘案し、リストを逐次改訂するように努める。

3 その他

(1) 長崎県災害救援ボランティア活動支援資金（仮称）の設置

長崎県社協は、被災後に行われる災害救援のボランティア活動を支援する目的で「長崎県災害救援ボランティア活動支援資金（仮称）」をつくり、長崎県社協（県救援本部）内にこの資金の受入窓口、資金の配分委員会を設置する。

(2) 災害支援制度

長崎県共同募金会は、国内において災害救助法第2条に規定する災害及び厚生労働省令で定める災害が発生した場合、ボランティア活動や活動拠点事務所の立ち上げ、或いは損壊した福祉施設の建物・設備の復旧等を支援するため、「災害支援制度運営要綱」に基づき、その活動経費等の一部を援助する。

また、他県で発生した同様の災害に対しても、中央共同募金会の要請により「準備金」の中から必要額を被災県共同募金会へ拠出する。

第5節 被災者の生活再建等の支援

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

- (1) 市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付制度に関して、被災者に広く周知を図ると共に、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。
- (2) 県は、市による災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう指導助言を行う。

2 生活福祉資金の貸付

- (1) 県社会福祉協議会は、生活福祉資金に関して、被災者に広く周知を図ると共にこれらの事務を適切かつ速やかに実施する。
- (2) 県は、災害を受けた低所得世帯等に対して、その自立更生に資するため、県社会福祉協議会が貸し付ける生活福祉資金の事務が適切かつ速やかに実施されるよう指導助言を行う。

3 被災者支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

第6節 社会福祉施設等の復旧

県は、被災社会福祉施設等の災害復旧について、国庫補助、社会福祉・医療事業団の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。

なお、復興にあたっては、再度の被災の防止を考慮に入れ、耐震、耐火性、不燃堅牢化について配慮する。